

第3回 全国学校給食・栄養教諭等研究協議大会

**【演題】栄養教諭を中核とした食育の推進と
学校給食の改善・充実**

令和8年7月28日（火）

文部科学省総合教育政策局健康教育・食育課

課長 榎原 哲哉

<目次>

- 栄養教諭を中核とした食育の充実に向けて
- 栄養教諭に関する教職課程の見直しの動向
- 学校給食における地場産物・有機農産物の活用について
- 学校給食の安定的な運営 及び D Xについて
- 学校給食費の抜本的な負担軽減について
- 学校給食費の公会計化等について
- 学校給食用牛乳パックのリサイクルについて



栄養教諭を中核とした食育の充実に向けて



食育基本法の一部を改正する法律概要 (令和8年5月27日公布・施行)

一 前文の改正

1 「食」をめぐる環境の変化

世帯構成等の変化、食料安全保障の確保、農林漁業の理解及び食生活の充実等を追加

2 国民運動としての食育の在り方の明確化

- (1) 食育が「食」に関する体験活動等を通じて豊かな人間性を育むことを追加
- (2) 食育の推進に関する取組を、不断の努力を積み重ね、あまねく全国においてあらゆる世代の人々に対して十分に展開することを追加

二 総則の改正

1 食料安全保障の確保

食料安全保障の確保に資する食育の推進を目的等に追加、食料の合理的な価格の形成についての国民の理解を追加

2 関連分野との協働による食育の取組拡大

文化、観光、環境、スポーツ等の関連分野における施策との有機的な連携を追加

3 子どもの食育における教育基本法等による施策との連携推進

教育基本法その他の関係法律による施策と相まって取り組む旨を追加

4 大人も含めた食に関する理解醸成・行動変容の促進

食育の場として職場を例示、大人の食育と食に関する理解の醸成や食生活の改善、食料の持続的な供給に資する物の選択の努力等の行動につながる能力を追加

5 食育の推進のための連携

国の関係機関や地方公共団体の部局間の連携、官民連携を含む関係者相互の連携を追加

三 食育推進基本計画等に関する規定の改正

1 PDCA サイクルによる食育の推進

食育の目標の達成状況の調査公表、施策評価の食育推進基本計画への反映を追加

2 地方公共団体の取組状況の「見える化」のための支援

都道府県や市町村の食育推進計画の作成や実施への助言その他の援助を追加

四 基本的施策の改正

1 生産者と消費者との交流の促進等の強化

消費者の役割と農林漁業体験活動を追加

2 学校等における食育の強化

栄養教諭を例示、農林漁業教育の充実と教育活動を支援する人材の活用を追加

3 民間企業を巻き込んだ大人の食育運動の促進

職場や大学等における食育の推進、個人の取組の成果の「見える化」の支援を追加

4 関連分野との協働による食育推進運動の展開

関連分野との協働、ボランティア以外の関係者との連携

5 人材の育成及び確保

食育の推進に関する活動を担う人材の育成及び確保等の食育推進体制の充実を追加

食育基本法の一部を改正する法律（抄）

（令和8年5月27日公布・施行）

（学校、保育所等における食育の推進）

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、**学校における食育の中核的な役割を果たす栄養教諭**その他の食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる**農林漁業に関する体験活動その他の農林漁業教育（食を支える農林漁業及びその関連産業についての理解と関心を深めるための教育をいう。）**及び教育の一環として行われる食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

※太字、下線が今回追記された部分

食育基本法の体系（令和8年5月改正）

【目的】 第1条

- 第1条 目的
- ①健康で文化的な国民の生活
 - ②豊かで活力ある社会の実現

【基本理念】 第2条～第8条

- 第2条 国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成
- ①食に関する適切な判断力
 - ②生涯にわたる健全な食生活
 - ③国民の心身の健康・豊かな人間形成

7つの基本理念

- 第3条 食に関する感謝の念と理解
- ①自然の恩恵
 - ②食に関わる人々への感謝の念と理解

- 第4条 食育推進運動の展開
- ①多様な主体の参加と協力
 - ②各関連分野（文化、観光、環境、スポーツ等）の施策と連携
 - ③全国における展開

- 第5条 子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割
- ①保護者の認識
 - ②教育、保育関係者の認識

- 第6条 食に関する体験活動と食育推進活動の実践
- ①食に関する体験活動
 - ②自らの食育活動
 - ③食に関する理解
 - ④行動に結びつける能力

- 第7条 伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料安全保障の確保への貢献
- ①食料需給、食料の合理的な価格形成への国民理解
 - ②生産者・消費者交流
 - ③農山漁村の活性化
 - ④食料自給率の向上その他の食料安全保障の確保

- 第8条 食品の安全性の確保等における食育の役割
- ①食品の安全性等情報提供・意見交換
 - ②食に関する知識と理解の増進
 - ③適切な食生活の実践
 - ④国際的な連携

【関係者の責務】 第9条～第13条の2

第9条 国の責務

第10条 地方公共団体の責務

第11条
①教育関係者等の責務
②農林漁業者等の責務

第12条 食品関連事業者等の責務

第13条 国民の責務

第13条の2 関係者相互の連携・協働

【法制上の措置 及び年次報告】 第14条・第15条

第14条 法制上の措置等

- ①法制上の措置
- ②財政上の措置

第15条 年次報告
食育施策報告書

【食育推進基本計画等】 第16条～第18条の2

第16条 食育推進基本計画

第17条 都道府県食育推進計画

第18条 市町村食育推進計画

第18条の2 都道府県及び市町村に対する情報の提供等

【基本的施策】 第19条～第25条の2

基本的施策（国及び地方公共団体）

【食育推進会議等】 第26条～第33条

第26条～第31条 食育推進会議

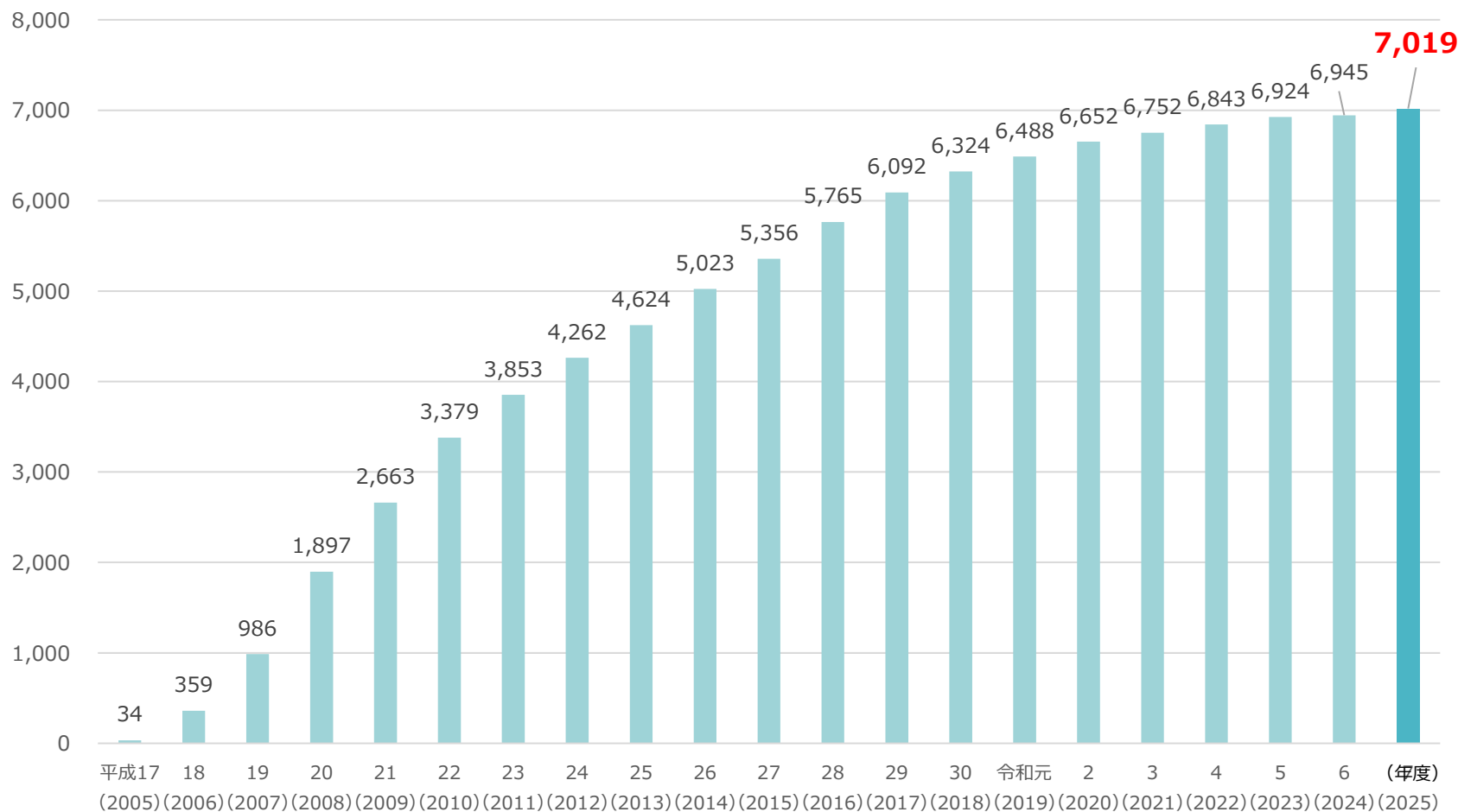
第32条 都道府県食育推進会議

第33条 市町村食育推進会議

- 第19条 家庭における食育の推進
- 第20条 学校、保育所等における食育の推進
- 第20条の2 成年に達した者の健全な食生活の実現に資する取組の推進
- 第21条 地域における食生活の改善のための取組の推進
- 第21条の2 健全な食生活を実践する意欲の増進のための取組の推進
- 第22条 食育推進運動の展開
- 第23条 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等
- 第24条 食文化の継承のための活動への支援等
- 第25条 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進
- 第25条の2 食育の推進に必要な体制の充実のための人材の育成等

10の基本的施策

現状① 栄養教諭配置数（公立義務教育諸学校）



（出典）学校基本調査

現状② 栄養教諭及び学校栄養職員の数に占める栄養教諭の割合（公立義務教育諸学校）

	R3年度 (A)	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度 (B)	(B)-(A)		R3年度 (A)	R4年度	R5年度	R6年度 (B)	R7年度 (B)	(B)-(A)
北海道	88.8	88.9	89.7	92.1	93.8	4.9	京都府	85.5	83.6	83.2	80.6	81.7	△3.8
青森県	45.9	48.4	48.4	49.5	49.5	3.5	大阪府	73.2	71.7	71.3	69.4	68.0	△5.1
岩手県	82.5	86	85.7	83.8	83.6	1.1	兵庫県	89	88.6	90.4	93	91.8	2.8
宮城県	59	62.3	65	64	67.0	8	奈良県	49.2	50.8	55.9	60.4	62.6	13.4
秋田県	74.1	75	75	75.7	78.7	4.6	和歌山県	52.2	51.7	53.9	55.8	54.1	1.9
山形県	69.6	68.9	65.6	67	70.0	0.4	鳥取県	32.8	36.5	37.5	34.3	37.3	4.5
福島県	36	35.3	35.7	33.7	35.1	△0.9	島根県	96.5	100	96.2	88.1	94.3	△2.2
茨城県	86.4	88	87	88.8	89.3	2.9	岡山県	70.2	75.5	76.3	77.4	78.5	8.3
栃木県	36.8	38.7	42.9	47.2	49.6	12.8	広島県	86.9	88.4	88.5	88.2	90.3	3.3
群馬県	33.8	33.9	35.2	35.6	35.7	1.9	山口県	76.9	81.1	78.8	79.7	81.8	4.9
埼玉県	48	50.8	53.6	57.1	57.5	9.5	徳島県	68.2	73.3	74.1	72.1	72.9	4.8
千葉県	45.4	47.4	48.6	48.1	48.4	3	香川県	83.5	79.8	79.8	79.8	77.5	△6
東京都	6.1	6.7	6.7	7.6	7.7	1.6	愛媛県	81.3	80.9	81.7	81.5	84.9	3.6
神奈川県	33	32.8	33.8	36	40.7	7.7	高知県	85.5	85.2	87.5	87.8	89.2	3.6
新潟県	75.6	76.9	79.7	83.8	85.3	9.7	福岡県	82.7	83.2	81.7	81.1	79.7	△2.9
富山県	50	54.1	57	61.8	65.3	15.3	佐賀県	74.4	77.3	82.9	80	76.8	2.4
石川県	65	65	67.8	72.6	74.8	9.8	長崎県	68.5	75.6	72.8	74.2	75.8	7.2
福井県	74.4	76.5	74.7	74.1	76.3	1.9	熊本県	69.9	73	73.8	79.4	78.9	9
山梨県	60.4	63.3	61.2	62.5	60.0	△0.4	大分県	53.8	60.9	66.4	73.5	76.3	22.4
長野県	53.7	54.8	52.3	53.3	50.8	△2.9	宮崎県	71.8	68.5	69.6	69.9	69.9	△2
岐阜県	74.3	75.7	77.6	76.7	76.3	2	鹿児島県	99.4	97.8	97.1	97.6	96.9	△2.5
静岡県	51.4	55	55.4	55.3	56.7	5.3	沖縄県	28.9	23.3	24.5	25	32.9	4
愛知県	93.2	93.3	94.1	94.1	95.0	1.8	計	59.4	60.3	61.1	62	62.7	3.2
三重県	70.1	69.5	71.1	73.6	83.3	13.2							
滋賀県	86.9	87.4	90.9	91.9	95.1	8.2							

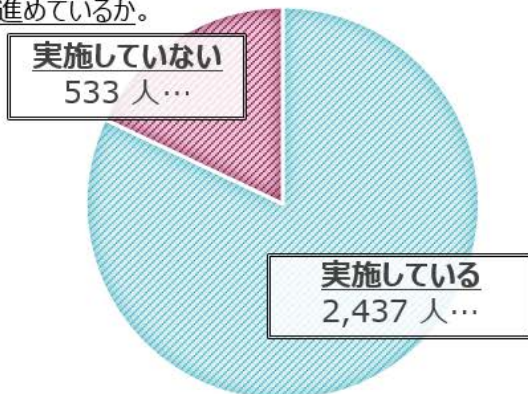
出典：学校基本調査（政令指定都市含む）（単位：％）

現状③ 食に関する指導についての実態調査（令和5年3月実施）

- ◇ 調査対象 : 全国学校栄養士協議会に所属する栄養教諭（計5,300人）/6,924名（令和5年5月1日時点）
- ◇ 調査内容 : 所属校における食に関する指導の実施状況 等
- ◇ 回答数 : 2,973人（有効回答数）

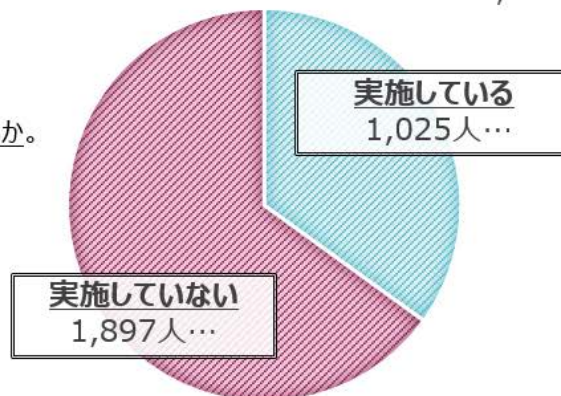
Q1 校内推進体制の整備について

…校内推進体制を整備し、食に関する指導の全体計画に基づいて取組を進めているか。



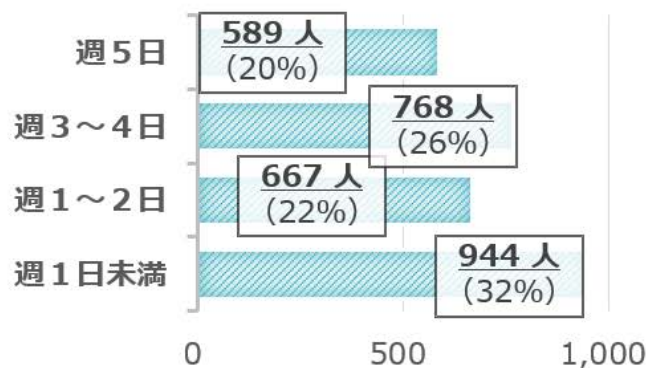
Q3 個別的な相談指導の実施状況について

…特定の児童生徒の健康課題の改善を目的とした個別的な相談指導を実施しているか。



Q2 給食指導の実施状況について

…給食の時間において、児童生徒に対する直接指導を週に平均何日実施しているか。



趣 意

・栄養教諭は、食に関する指導と学校給食の管理を一体のものとして行うことを本来の役割としている。

・今般、栄養教諭等による食に関する指導等の充実を図るため、栄養教諭等が行う給食指導等の食に関する指導について整理を行うとともに、教育委員会等に対して、栄養教諭の一層の活用を依頼。

1. 給食指導及び給食を活用した食に関する指導について

- ・ 栄養教諭の免許を有する者は、給食の時間が学級活動に位置付けられているか否かにかかわらず、単独で給食指導を実施できる旨、明確化。
- ・ 今後、学校において栄養教諭の校務分掌を定めた上で、栄養教諭が積極的に単独で児童生徒に対する給食指導を実施することを期待。
- ・ 各栄養教諭が週の大半（おおむね週4回以上を目安）において、給食を活用した食に関する指導に従事することを期待。

2. 各教科等における食に関する指導について

- ・ 栄養教諭が、その専門性を生かしつつ、学級担任や教科担任等に対し、指導の参考となる資料を提供することなどはもちろん、学級担任や教科担任等による指導計画の作成や評価に当たって連携すること、さらにその指導計画に基づき直接指導を担うことにより、積極的に関わることを期待。

3. 食に関する健康課題の相談指導について

- ・ 偏食や肥満・痩身、食物アレルギーなど、食に関する健康課題のある児童生徒等への個別的な相談及び指導については、栄養教諭の重要な役割の一つ。
- ・ 栄養教諭は、特に高い専門性が求められ、学級担任等だけでは十分な対応が困難なケースに対応し、児童生徒や保護者と直接、相談・支援するなど、他の教職員と連携しながら、校内体制の中で中心的な役割を果たす必要がある。

4. 栄養教諭の校務分掌について

- ・ 栄養教諭も他の教諭等と同様に、学校の運営管理に関する事項を校務分掌として担当することが期待されることから、令和5年7月5日付け「養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則の参考例等の送付について（通知）」で示した「栄養教諭の標準的な職務の内容及びその例」について、右記の別表のとおり改正。

別表 栄養教諭の標準的な職務の内容及びその例 ※赤字は改正部分

番号	区分	職務の内容	職務の内容の例
1	主として食育その他の学校の教育活動に関すること	各教科等における指導に関すること	食に関する指導の全体計画の作成 給食の時間における児童生徒への給食指導及び食に関する指導 上記のほか、各教科等における食に関する指導その他の学校の教育活動への参画（チーム・ティーチング、教材作成等）
		食に関する健康課題の相談指導に関すること	食に関する健康課題を有する児童生徒への個別的な相談指導（実態把握、相談指導計画の作成、実施、評価等） 食に関する健康課題に係る保護者からの相談への対応
2	主として学校給食の管理に関すること	栄養管理に関すること	学校給食実施基準に基づく栄養管理（献立作成、栄養摂取状況の把握）
		衛生管理に関すること	学校給食衛生管理基準に基づく衛生管理（学校給食施設及び設備の衛生、食品の衛生並びに学校給食調理員の衛生の管理、学級担任等や学校給食調理員への指導・助言）
3	主として学校の管理運営に関すること	学校の組織運営に関すること	学校経営及び運営方針の策定への参画 各種委員会の企画及び運営 学年・学級運営への参画 学校業務改善の推進
		研修に関すること	校内研修の企画、実施及び受講 教育委員会が実施する研修その他の職責を遂行するために必要な研修の受講
		保護者及び地域住民等との連携及び協力の推進に関すること	関係機関や外部人材、地域、保護者との連絡及び調整
		その他学校の管理運営に関すること	学校の安全計画等に基づく安全点検

- (一) 上記に具体的な職務として掲げていない職務であっても、学校規模、教職員の配置数や経験年数、各学校・地域等の実情に応じて栄養教諭が担うことが必要と校長が認める職務については、食に関するものに限らず、校務分掌に位置付けることが可能である。
- (二) 校長が具体的に校務分掌を定める際には、学級副担任等の役割や、各種校内委員会、学校行事、地域連携、保護者・PTA対応、部活動指導など他の教師と同様に校務分掌を担うことが期待される。

背景

- 児童生徒が健全な食生活を実践することの困難な場面が増え、食物アレルギーや偏食等、食に関する健康上の課題が多様化
- 児童生徒に対し、食に関する正しい理解や適切な判断力、望ましい食習慣を身に付けさせるため、栄養教諭には食育の中核としての役割が求められる
- 学校給食の安全・安心を確保するためには、調理から給食の時間における指導に至るまで、栄養教諭をはじめとして関係者の正確な理解が必須

事業内容

事業①学校給食におけるリスクマネジメント強化 28百万円（新規）

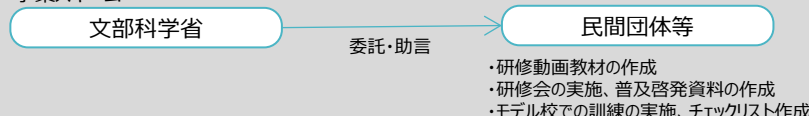
【民間団体等】

学校給食の調理から給食の時間における指導に至るまで、段階別に留意すべき事項について、有識者会議を設置・開催の上、既存の類似のマニュアルや研修動画等も参考にしつつ、学校給食の衛生面・安全面の両面から検討を行い、**研修動画教材**としてまとめる。さらに、その動画教材を実際に使用して**研修会を開催**するとともに、全国の学校・教育委員会においても使用できるよう、動画教材において特に重要なことなど、**要点をまとめた普及啓発資料**を作成。

また、学校給食において、窒息事故や食物アレルギー対応など、迅速かつ適切な対応が求められる事故が発生したことを想定し、モデル校において訓練を実施し、平時から備えておくべき事項のチェックリストを作成する。

委託先	民間団体等
件数・単価	1箇所・24百万円（民間団体等）
対象経費	有識者会議の開催や動画作成、事故対応訓練に必要な謝金、旅費、人件費等

事業スキーム



課題

- 栄養教諭について、各教育委員会や学校管理職の考え方の違いにより、その活用実態にはばらつきがあり、十分にその専門性を活かしていない
- 学校給食において、窒息事故や異物混入事案などが未だに発生
- 各学校において、当事者意識をもって未然防止の取組を実施するとともに、万が一の際にも迅速に対応できるようにするための平時からの備えを行うことが重要であるが、こうした意識の涵養に資するためのツールが不足

事業実施期間：令和6年度～

事業②栄養教諭による食の指導普及啓発 34百万円（20百万円）

【民間団体等】

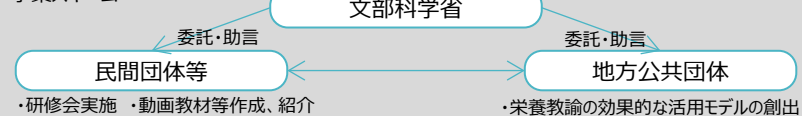
栄養教諭がその専門性を十分に発揮し、食育の中核としての役割を果たすため、栄養教諭に期待される職務内容や、食に関する指導の重要性及び教育効果についての**研修動画教材を作成し、教育委員会や学校管理職を対象とした研修会を実施**。併せて、地方公共団体における**栄養教諭の効果的な活用に関する好事例**の紹介資料を作成し、全国へ普及する。

【地方公共団体】

栄養教諭が食育の中核としての役割を果たすために必要な栄養教諭の職務の見直し及び効果的な校務分掌の定め等に関する検討を行うための調査研究を実施。

委託先	民間団体等、地方公共団体
件数・単価	<研修会実施等> 1箇所・18百万円（民間団体等） <調査研究> 7箇所・2百万円/箇所（地方公共団体）
対象経費	研修会開催や動画教材作成に必要な謝金、旅費、雑役務費等

事業スキーム



	アウトプット（活動目標）	短期アウトカム（成果目標）	長期アウトカム（成果目標）
①	・研修動画教材、普及啓発資料	・学校給食における事故防止への意識の醸成	・学校給食における事故件数の減少
②	・学校管理職向け研修動画教材、栄養教諭の効果的な活用事例	・学校管理職等の栄養教諭の職務内容への理解増進	・栄養教諭が食育の中核として、専門性を発揮し、児童生徒への個別指導を実施

教師の採用等の改善に係る取組について（通知）

（４教教人第27号令和５年１月10日付文部科学省総合教育政策局教育人材政策課長通知）

３．多様な専門性を有する質の高い教職員集団の構築

絶えず変化していく学校や社会のニーズに対応していく上で、学校の教職員組織は、同じような背景、経験、知識・技能をもった均一な集団ではなく、より多様な知識・経験を持つ人材との関わりを持ち続ける組織や、当該人材を取り入れた組織であることが望まれます。

また、多様な専門性を有する教職員集団を構築するためには、外部の人材を活用することにとどまらず、教師自身が、全ての教師に共通に求められる基本的な知識技能というレベルを超えて、新たな領域の専門性を身に付けるなどの強みを伸ばすことが重要となります。教師の採用に当たっても、令和２年度から順次実施されている学習指導要領等の改訂を踏まえつつ、教職課程と大学等で展開される多様な授業科目の学修成果や大学等の内外を通じた様々な経験などを考慮し、学校現場における今日的な教育課題に対応した特定分野に強みや専門性を持った人材の採用に努めてください。その際、特に以下の点に留意してください。

（８）食に関する指導の充実に向けた栄養教諭の計画的な採用

平成１７年の栄養教諭制度の創設以降、各地域において栄養教諭の任用・配置が進んでいるところですが、地域間においてその状況に差異が見られるところです。

令和答申において指摘されているとおり、ますます多様化する社会の変化の中で、子供たちの置かれている生活環境も様々であり、食育においても今まで以上に個別に寄り添った支援が求められています。栄養教諭は、食に関する指導と学校給食の管理を一体のものとして担うことを職務としており、偏食や肥満・痩身、食物アレルギーなど、食に関する健康課題のある児童生徒等に適切に対応し、食に関する指導を充実させるためにも、新規採用や学校栄養職員からの速やかな移行を含め、栄養教諭の計画的な採用を進めていただくようお願いします。



栄養教諭に関する教職課程の見直しの動向



今後の教職課程や教員免許制度の在り方について（二次まとめ）（抜粋）

■教員免許状・養成の在り方について（その他）

- 養護教諭の業務は他業種・他機関との連携や、保護者対応も重要であり、これらについて、各科目において引き続き着実に指導すること等が必要
- 栄養教諭について、家庭科をはじめとした教科の指導に関する内容や、保護者への接し方の基礎等について、現場感覚を含めた指導を行うことが有効であると考えられるところ、課程のみならず、大学での指導の質を担保するための仕組みの検討が求められる

■採用について（栄養教諭のみ）

- 栄養教諭の採用選考について、栄養教諭を目指す学生のモチベーションを上げられるよう、
 - 採用選考試験について、現場に関する内容に偏ることなく、養成課程で本来学ぶべき内容を焦点化して問うなど、内容のバランスを取る
 - 一義的には都道府県等がそれぞれ実情に応じて判断するものではあるが、学校栄養職員からの任用替えのみならず、栄養教諭としての新規採用を推進する等の取組が重要
- 学校栄養職員ではなく、栄養教諭としての採用を促すには、今後、栄養教諭が配置されることによる効果を実態として示し、周知していくこと等が必要

■研修について（養護教諭・栄養教諭 共通）

- 教諭と同等の初任者等に対する研修の実施は必要
- ほぼ全ての都道府県等で養護教諭・栄養教諭を対象とした初任者研修・中堅教諭等資質向上研修に類する研修が行われているところ、これを維持し、今後も継続的な実施が求められる
- 研修の内容・方法に差が大きく、全国的な研修の質の向上が必要
- 養護教諭・栄養教諭の持つ知識・技能も時代に合わせてアップデートしていくことが必要であり、研修内容もそれを反映できるようにすることが重要
- 時間的・空間的に研修に参加しやすくするためには、不在時の体制を整備しやすくするための方策が必要。文部科学省においては、更に体制整備を充実できるように支援を強化することが望まれる

■その他

（教科指導について）

- 養護教諭に教科指導を任せる体制をとりやすくすることが求められる
- 栄養教諭が学校における食に関する指導の中核として活躍し、現代的な課題に対応した食育を充実するためには、単独での教科指導をはじめ学校教育により深く参画していけるような仕組みやキャリアアップを促進する方策の検討が求められる

（学校内における更なる活躍促進に向けて）

- 養護教諭・栄養教諭がそれぞれ保健や栄養の分野の専門性を有しつつ、教諭という名称からも明らかなように、他の教諭と同様に「教育職員」と位置付けられていることを踏まえ、学校現場で必要とされる能力を伸ばし、他の教師とも連携し、教科等における指導への参画を進めるとともに、学校経営・運営方針の策定への参画や学年・学級経営への参画を進めるなど、学校教育の質を向上させていくための在り方について、引き続き模索していくことが必要

＜栄養教諭＞現行

基礎資格

一種免許：管理栄養士免許又は
管理栄養士養成施設の課程修了
(124単位(専門82単位)～)

二種免許：
栄養士免許 (50単位～)



栄養に係る教育 及び教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項	一 種 免	二 種 免
栄養に係る教育 に関する科目	栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項	4	2
	幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項		
	食生活に関する歴史的及び文化的事項		
	食に関する指導の方法に関する事項		
教育の基礎的 理解に 関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	8	5
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 1 単位		
道徳、総合的な 学習の時間等の 内容及び生徒指導、 教育相談等 に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	6	3
	道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容		
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		
	生徒指導の理論及び方法		
教育実践に 関する科目	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	2	2
	栄養教育実習		
	教職実践演習	2	2

計 22 14

※上記に加え、免許法施行規則第6条の6に定める科目「日本国憲法」「体育」「外国語コミュニケーション」「数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作」各2単位の修得が必要（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、養護教諭、栄養教諭）

※普通免許状の中で**一種免許状が標準的**なものとされており、二種免許状保有者は、**一種免許状へ上進する努力義務**がある。
※栄養教諭は生活習慣病の予防や肥満・痩身等の健康課題を有する児童生徒に対する**個別相談指導を担うことから、管理栄養士免許を取得することが望ましい**。

教職課程・免許・大学院課程ワーキンググループの修正案

基礎資格

免許状（A）：管理栄養士免許又は
管理栄養士養成施設の課程修了
(124単位(専門82単位)～)

免許状（B）：
栄養士免許 (50単位～)



栄養に係る教育 及び教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項	免許状 (A)	免許状 (B)
栄養に係る教育 等に関する科目	- 栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項 - 幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項 - 食生活に関する歴史的及び文化的事項 - 食に関する指導の方法に関する事項 - 道徳の理論及び指導法 - 総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間の指導法 - 特別活動の指導法（学級経営を含む） - 教育の方法・技術及びデジタル学習基盤 - 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。） - 指導及び評価の計画・実施に関する理論と方法	9	9
	相応の単位数を設定		
教育及び幼児、 児童又は生徒の 理解に関する科目	- 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 - 教師としての適応力・回復力・自己管理能力の育成 - 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） - 教育に関する社会的、制度的及び経営的事項（教育法規を含む。※） - 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 - 幼児、児童及び生徒の個々の多様な特性の理解と包摂 - 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解及び基礎的環境の整備・合理的配慮の提供 2 単位 - 生徒指導の理論及び方法 - 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 - 教育データの活用及び人工知能／情報機器の活用	11	11
教育実習	栄養教育実習	2	2
教職実践演習	教職実践演習	2	2

「**強み専門性**」のために追加的に修得すべき内容は設定しない
「**強み専門性**」は、少なくとも、管理栄養士養成施設の課程修了等の場合に設定できるものと整理
（具体的な方向性については、「強み専門性」の全体的な制度設計との整合を図るべき）

計 24 24

※「学校と地域との連携及び学校安全への対応」についても、これまで通り本項目の中で扱うこととする（具体的な位置づけについては引き続き検討）。

※栄養教諭は生活習慣病の予防や肥満・痩身等の健康課題を有する児童生徒に対する**個別相談指導を担うことから、管理栄養士免許を取得することが望ましいとする方針を維持**。

学校給食における地場産物・ 有機農産物の活用について



- 学校給食における地場産物・有機農産物等の活用は、文部科学省としても推進していく考え。

- **第5次食育推進基本計画目標**

有機農産物等も含まれます！

学校給食における**地場産物/国産食材**を使用する割合を現状値から維持・向上した都道府県の割合 **90%**以上

- その他、地方創生2.0施策集などの閣議決定文書等において「**学校給食での地場産物等の活用促進**」が盛り込まれています！

- 地場産物や有機農産物を学校給食に活用することの根拠となるものを尋ねられることがあります...

● 学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）

（学校給食の目標）

第二条 学校給食を実施するに当たっては、義務教育諸学校における教育の目的を実現するために、次に掲げる目標が達成されるよう努めなければならない。

- 一 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- 二 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- 三 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- 四 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。**
- 五 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 六 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。**
- 七 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。**

学校給食に求められていること

学校給食は栄養バランスの取れた食事の提供により、子供たちの食に関する理解を深めるための生きた教材として重要な役割を果たすもの。

● 学校給食実施基準の一部改正について（通知）（令和3年2月12日付け文部科学省初等中等教育局長通知）

2. 学校給食における食品構成について

食品構成については、「学校給食摂取基準」を踏まえ、多様な食品を適切に組み合わせて、児童生徒が各栄養素をバランス良く摂取しつつ、様々な食に触れることができるようにすること。また、これらを活用した食に関する指導や食事内容の充実を図ること。なお、多様な食品とは、食品群であれば、例えば、**穀類、野菜類、豆類、果実類、きのこ類、藻類、魚介類、肉類、卵類及び乳類**などであり、また、食品名であれば、例えば穀類については、精白米、食パン、コッペパン、うどん、中華めんなどである。また、各地域の実情や家庭における食生活の実態把握の上、日本型食生活の実践、我が国の伝統的な食文化の継承について十分配慮すること。（略）

● 食育基本法（平成十七年）法律第六十三号）

（学校、保育所等における食育の推進）

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、**学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施**、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

● みどりの食料システム戦略（令和3年5月 農林水産省）

4.環境にやさしい持続可能な消費の拡大や食育の推進

③栄養バランスに優れた日本型食生活の総合的推進

・栄養バランスに優れた日本型食生活の総合的推進・栄養バランスに優れた日本型食生活に関する食育・地産地消の推進

・持続可能な地場産物や国産有機農産物等を学校給食に導入する取組の推進

【はじめに】

- 食育基本法の制定から約20年が経過し、**食や農林漁業を取り巻く状況の変化**や、**食に関する国民の価値観等の多様化**が進展。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大や食料品等の物価高騰等が生じたこと等により、**栄養バランスの偏りや食習慣の乱れ**が見られるとともに、食卓と農業等の生産現場の距離が遠くなる中、**生産者と消費者の関係が希薄化**。
- **食や農へ関心や理解を深め、行動変容を促す観点からも食育は重要**であり、**食育基本法の改正の趣旨を踏まえ、食料安全保障の確保にも資する食育**を多様な関係者等と連携・協働し、国民運動として推進

【第1 食育推進に関する施策についての基本的な方針】

重点事項

（１）学校等での食や農に関する学びの充実

- ・朝食を欠食する子供の割合が増加傾向にあるなど子供たちの**食の乱れ**が見られるほか、**生産現場の実態を知らない子供**が増加



- ・栄養教諭等による**食生活の重要性等に関する指導**や地域等との連携・協働の下、「**農林漁業教育**」を推進

（２）健全な食生活の実現に向けた「大人の食育」の推進

- ・特に若い世代において、主食・主菜・副菜を組み合わせた食事の回数や野菜・果物摂取量が少ないなど**栄養バランスの偏りや食習慣の乱れ**



- ・官民の幅広い連携・協働の取組等による大人の消費者の**行動変容を促す「大人の食育」**を推進

（３）国民の食卓と生産現場の距離を縮める取組の拡大

- ・国民の**食卓と生産現場の距離が遠くなる**中、「**農林漁業体験を経験した国民（世帯）の割合**」が減少



- ・**農林漁業体験機会の提供**、生産者と消費者が直接つながる取組や、**食料の持続的な供給に資する食品の選択等**を促進

- これらの取組を推進して定着させるために、**情報発信の強化**や**取組の見える化**、PDCAサイクルによる**施策の見直し・改善**、**行動変容に向けた気運の醸成**、**食育推進体制の整備等**の取組を推進

第5次食育推進基本計画（令和8年6月24日決定）

【第2 食育の推進の目標に関する事項】

取組主体別に①国民一人一人が自ら実践する目標（個人目標）と②地域等が主体となって取り組む目標（地域目標）に分類

【第3 食育の総合的な促進に関する事項（具体的な施策）】

1. 家庭における食育の推進：

- ・地域の実情に応じた家庭教育支援の取組の推進
- ・成育医療等基本方針に基づく母子保健活動の取組の促進 等

2. 学校、保育所等における食育の推進：

- ・栄養教諭の配置促進、栄養教諭の育成とその資質能力の向上
- ・学校給食における地場産物等の安定供給等に向けた連携体制の構築等の促進、食料安全保障等に関する指導の先進事例の創出
- ・学校における農林漁業体験等の効果や課題等の整理・周知、「農林漁業教育」に関する先進事例の創出、地域人材の活用等の促進 等

3. 地域における食育の推進：

- ・官民連携食育プラットフォームを活用した「大人の食育」の推進
- ・健康寿命の延伸につながる食育の推進
- ・「食育実践優良法人顕彰」の実施
- ・大学生等を中心に食と健康、食の生産現場に関する多様な学びの機会の提供 等

4. 食育推進運動の展開：

- ・食育に関する理解醸成や行動変容の促進
- ・食育に関する民間資格を有する者等の食育活動への参加促進 等

5. 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等：

- ・農林漁業体験の実施の支援や消費者の参加促進
- ・食料の持続的な供給・合理的な費用を考慮した価格形成に向けた理解醸成等の促進
- ・環境に配慮した農林水産物等の選択に向けた取組の推進 等

6. 食文化の継承のための活動への支援等：

- ・国民運動として和食に接する機会を拡大する活動の展開 等

7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進：

- ・食品の安全性、栄養等に関する情報提供や食品表示の理解促進
- ・食育や日本の食文化の海外展開 等

【第4 食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項】

地方公共団体の食育の取組状況の見える化、PDCAサイクルによる施策の見直し・改善 等

第5次食育推進基本計画（文部科学省関係部分）

計画期間 令和8年度～12年度

○重点事項

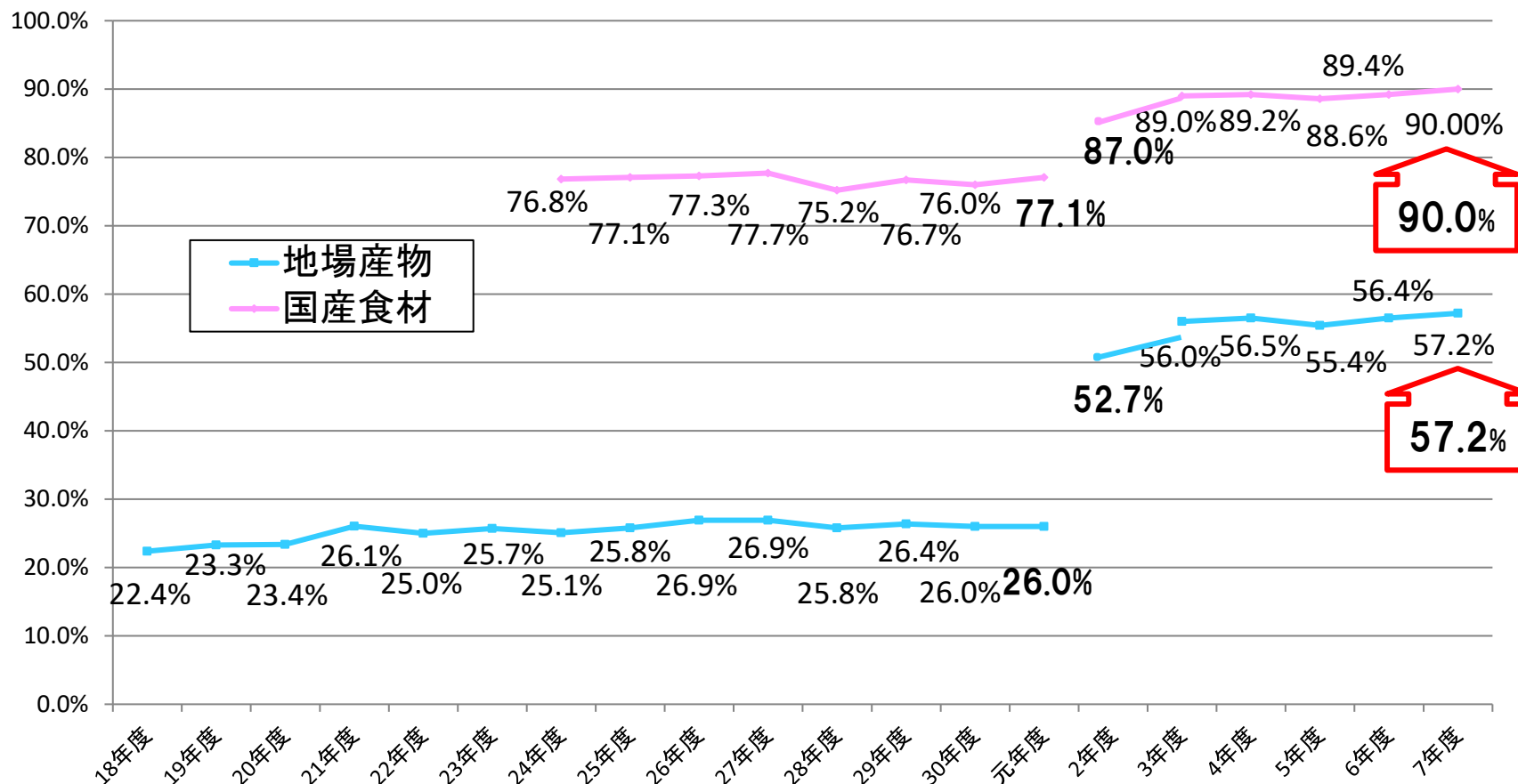
- < 1 > 学校等での食や農に関する学びの充実
- < 2 > 健全な食生活の実現に向けた「大人の食育」の推進
- < 3 > 国民の食卓と生産現場の距離を縮める取組の拡大

○目 標

事 項	目標値（令和8年度）	実績（令和7年度）
学校給食における地場産物を使用する割合が 令和7年度から維持・向上した都道府県の割合 ※1	90%以上 (43都道府県以上)	70% (33都道府県) ※3
学校給食における国産食材を使用する割合が 令和7年度から維持・向上した都道府県の割合 ※1	90%以上 (43都道府県以上)	83% (39都道府県) ※3
栄養教諭による地場産物を活用した食に関する指導の 平均取組回数 ※2	月15回以上	14.06回

- ※1 学校給食における地場産物・国産食材の使用状況の全国平均は、地場産物57.2%、国産食材90.0%
(学校給食における地場産物・国産食材の使用状況調査) 調査対象時期：令和7年6月及び11月の第3週の5日間
- ※2 学校給食の時間を使った直接の指導、校内放送、教材作成等、各取組の回数の計
(地場産物を活用した食に関する指導の取組状況調査)
- ※3 学校給食における地場産物・国産食材を使用する割合が令和元年度から維持・向上した都道府県の割合
(第4次食育推進基本計画における目標)

● 学校給食における地場産物・国産食材の活用状況



出典：令和元年度までは文部科学省「学校給食栄養報告」（食材数ベース）

令和元年度以降は文部科学省「学校給食における地場産物・国産食材の使用状況調査」（金額ベース）

● 都道府県別学校給食における地場産物・国産食材の使用状況（令和7年度）

都道府県	地場産物	国産食材
北海道	75.0%	90.4%
青森県	69.6%	89.2%
岩手県	62.6%	91.0%
宮城県	63.6%	89.5%
秋田県	55.4%	86.7%
山形県	63.2%	89.7%
福島県	71.3%	90.2%
茨城県	73.3%	90.3%
栃木県	82.5%	96.0%
群馬県	65.3%	88.7%
埼玉県	44.3%	90.8%
千葉県	61.4%	90.5%
東京都	7.6%	90.8%
神奈川県	23.8%	85.3%
新潟県	59.3%	88.4%
富山県	55.1%	84.4%
石川県	58.8%	92.4%
福井県	38.7%	92.7%
山梨県	72.6%	93.7%
長野県	62.1%	97.1%
岐阜県	62.7%	89.5%
静岡県	55.1%	92.0%
愛知県	58.6%	90.3%
三重県	56.5%	87.3%

都道府県	地場産物	国産食材
滋賀県	51.7%	93.2%
京都府	22.2%	90.1%
大阪府	6.6%	91.1%
兵庫県	49.6%	86.7%
奈良県	34.1%	84.8%
和歌山県	27.8%	92.1%
鳥取県	79.7%	98.4%
島根県	78.4%	96.2%
岡山県	62.1%	86.9%
広島県	61.8%	91.4%
山口県	85.1%	97.7%
徳島県	65.2%	89.2%
香川県	52.4%	84.9%
愛媛県	72.1%	92.8%
高知県	67.2%	96.6%
福岡県	51.2%	85.1%
佐賀県	56.9%	87.4%
長崎県	66.5%	89.1%
熊本県	66.5%	90.6%
大分県	62.7%	86.9%
宮崎県	63.4%	86.9%
鹿児島県	61.4%	90.6%
沖縄県	36.0%	75.1%
全国	57.2%	90.0%

※金額ベース

（出典）令和7年度学校給食における地場産物・国産食材の使用状況調査

学校給食における有機農産物等の利用状況 ①市区町村数

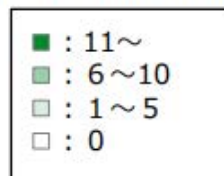
- 令和6年度末時点で328市区町村が学校給食で有機農産物等を利用しており、令和5年度末から50市区町村増加。
これは国内の市区町村数の約2割を占める。

学校給食で有機食品を利用している市区町村数（令和2～6年度）

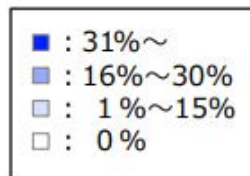


学校給食で有機食品を利用している市区町村数の都道府県分布（令和6年度）

都道府県ごとの取組市区町村数（全国で328市区町村）



都道府県ごとの取組市区町村数の割合（全国平均：約19%）



学校給食への地場産物・有機農産物等使用促進による 食の指導充実に関するモデル創出事業

令和8年度予算額
(前年度予算額)

51百万円
59百万円)



文部科学省

背景

- 学校給食において地場産物や有機農産物を活用することは、環境負荷低減や持続可能な食料生産の促進、我が国や地域の食文化に関する子供たちの理解を深めることに繋がるなど、教育的意義を有する
- 食料・農業・農村基本法が改正され（令和6年6月）、食料安全保障の確保、環境と調和の取れた食料システムの確立に向け、学校給食への地場産物や有機農産物の活用やそれを通じた環境負荷低減に係る理解を促す食育の実施が求められている

事業内容

学校給食における地場産物や有機農産物等の使用促進を図るとともに、子供たちが学校給食を通じて様々な食に触れながら、環境負荷低減や食料安全保障、我が国や地域の食文化等に対する理解を深めることに繋げるため、食材としての活用のみならず食育まで一体となった先進事例を創出

※①②それぞれ1つ以上のテーマについて検討・実践し、モデルを創出

①学校給食への地場産物や有機農産物等の積極活用に向けた体制構築

- 地場産物・有機農産物等の使用促進に向けた仕組みの在り方、仕組みづくりを担うコーディネーター等に必要な資質・業務内容・待遇の在り方
- 地場産物や有機農産物等の安定的な供給につながる生産調整、調達契約の在り方
- 地場産物や有機農産物等の適正コストを反映した調達とするための関係者の理解醸成の方策
- 学校給食用に使用しやすい規格にそろえるための生産者側、調理場側の工夫
- 学校給食への地場産物・有機農産物等の活用機会を増加させるための方策（新メニュー開発 等）

②地場産物・有機農産物等の継続的な活用による食育の推進

- 地域の食文化・産業への理解促進、生産・加工・流通事業者への感謝の気持ちの醸成につながる指導内容・方法
- 環境負荷が低く持続可能性の高い農業に対する理解促進につながる指導内容・方法
- 生産・加工・流通コストを踏まえた合理的な価格形成に係る理解促進につながる指導内容・方法

<事業のイメージ図>



件数・単価	7箇所・7百万円/箇所	委託先	地方公共団体	対象経費	諸謝金、人件費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び 損料、会議費、雑役務費、備品費 等
-------	-------------	-----	--------	------	---

アウトプット（活動目標）

- 受託先での学校給食における地場産物・有機農産物等の使用率の前年度比増
- 学校給食の時間と連動した教科等における地場産物・有機農産物等を題材とした指導回数の前年度比増

短期アウトカム（成果目標）

- 学校給食における地場産物・有機農産物等の安定的な生産
- 供給体制構築による使用自治体数の増
- 学校給食の時間と連動した教科等における地場産物・有機農産物等を題材とした指導回数の全国における回数増

長期アウトカム（成果目標）

- 学校給食における地場産物・有機農産物等の全国における使用率の上昇
- 地域の食文化、食に係る産業や自然環境の恵沢、環境負荷低減等に係る児童生徒の理解促進

（担当：総合教育政策局健康教育・食育課）



令和7年9月

農林水産省

 文部科学省

はじめに

- 本ガイドブックの目的のほか、学校給食における地場産物等の活用に関する学校サイドと生産者サイドのメリットや、**子供たちへの効果・影響などについて、データや現場の声を基に記載。**

第1部

学校給食での地場産物等活用における課題と対応策

- 取組を進める際に直面する主な課題と、**スモールステップから始められる対応策**に焦点を当てて記載。
- 取組のイメージが湧くよう、要所に、先進事例である地方自治体の取組を、参考となる資料を交えて記載。

第2部

学校給食での地場産物等活用に関する先進事例

- 学校給食における地場産物等の活用に向けて積極的に取り組んでいる地方自治体の、**活用に至った経緯や、計画・目標、その際の課題と主な取組内容、成果**などについて紹介。
- 地場産物等の使用にとどまらず、**教科等や給食の時間における活用方策**についても紹介。

参考資料

- 実際に地方自治体で活用されているひな形を参考に、学校給食において使用頻度の高い地場産物等のリスト等、**活用促進に役立つ参考ツールを掲載。**
- 地方自治体による環境整備の例として、地場産物等の活用促進に関する**条例や計画等の参考例を掲載。**

農林水産省においても学校給食における地場産物の活用を支援しています。

学校給食にもっと地場産物の活用を 地域の **おいしい** で 給食に新たな **いろいろ** い

「地場産物を子供たちに食べてもらいたい」の想いを農林水産省が応援！
給食の質の向上に繋がる地場産物の活用を後押しします



農林水産省 農村振興局
都市農村交流課

※詳しくはお近くの農政局までお問い合わせください→
(北海道は北海道農政事務所)



支援策を 紹介します

支援① 一次加工

学校給食に納入するために揃いサイズの野菜を一次加工したい など

対象となる方
・農林水産業者や
中小企業者など

支援の内容
農水産物の一次加工に
必要な機械・設備の整備

支援の要件
・地域の農林水産物を50%以上活用
・販路を活用すること
・法定認可市町村税制に基づきこと



支援② 新商品開発・販路開拓

・地元産のきでメンチカツを開発し、給食に供給したい
・未利用野菜でコロッケなど新商品開発をしたい

対象となる方
・農林水産業者や
中小企業者など

支援の内容
・新商品開発のための材料費
や専門家への謝金
・新商品の評価を得るための
試食会開催に係る材料費等

支援の要件
・売上高、付加価値額の増加が見込めること
・農林業者等（団体含む）が含まれた多様な
事業者（3名以上）の連携



支援③ 集出荷システムの構築

地場産野菜等給食に必要な食材ニーズの把握
発注や集出荷の調整をシステムで効率化したい

対象となる方
農林業者等（団体含む）
が含まれた多様な事業者
（3名以上）の連携

支援の内容
・集出荷システム構築のための
専門家の謝金
・お試しの集出荷システム開発
に係る謝金または委託費

支援の要件
・売上高、付加価値額の増加が
見込めること
・生産者、JAや流通所などの
事業者、給食関係者など3名
以上が連携していること



支援④ 伴走支援

・直売所の野菜を給食に卸したい
・地場産物の加工品を給食に卸したい

対象となる方
給食事業に取り組みたい
事業者

支援の内容
・支援施策の紹介
・専門家の派遣
（事業計画・経営改善の
アドバイス）

支援の要件
・事業計画・経営改善などの地域資源を活用すること
・3～5年間の経営改善計画を策定し、付加価値額向上の
目標を設定すること

対象となる方
給食における地場産物使
用割合等を向上しよう
とする地域・団体

支援の内容
・助言・指導を行う専門家の派遣
（調理の指導、生産・流通・調理に係る話
し合いの場づくり、解決への助言 など）



※本図案については、次のようなメニューもあります。詳しくは農林水産省ホームページをご覧ください。

地域での食育の推進



地域ぐるみで取り組む学校給食への有機農産物の活用



三党合意に基づく学校給食費の抜本的な負担軽減に向けた対応について

【主な内容】

対象：給食を実施する公立小学校
基準額：5,200円/月（児童一人当たり）
※基準額を超える部分は、学校給食法に基づき、
引き続き保護者から徴収することが可能



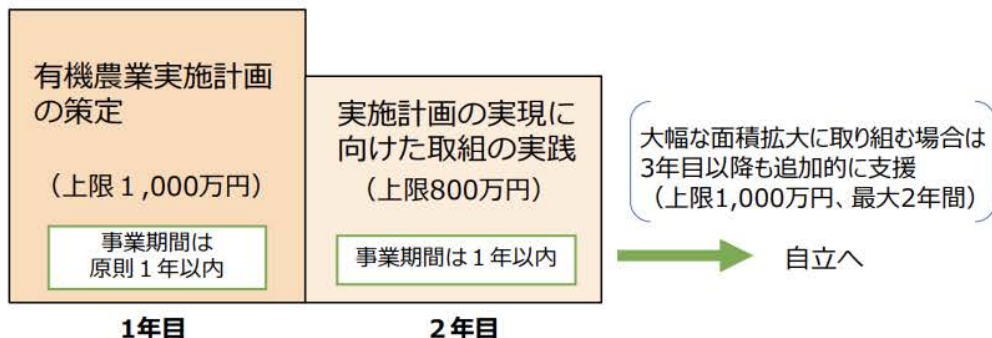
(参考) オーガニックビレッジの取組 (農林水産省HPより)

(事業名)

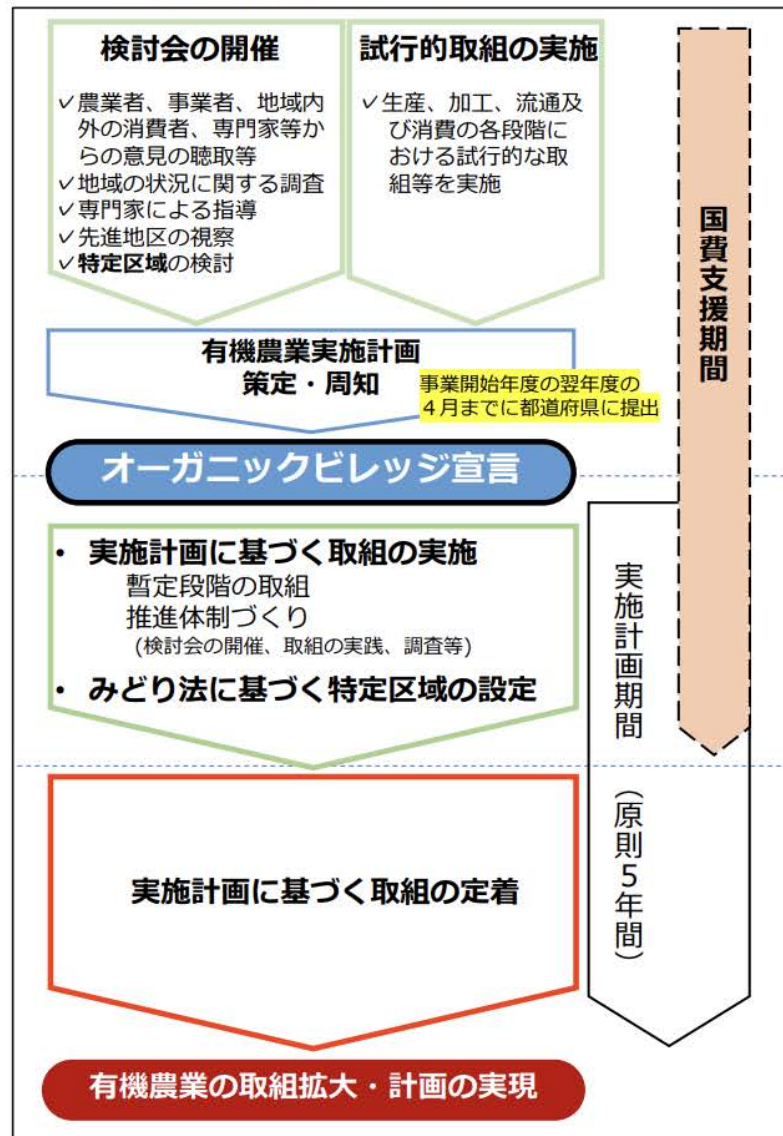
みどりの食料システム戦略推進交付金のうち 有機農業拠点創出・拡大加速化事業

地域ぐるみで有機農業の取組を推進するため、みどりの食料システム法に基づく特定区域の設定等に向けて取り組む市町村等が行う、**生産から消費まで一貫した有機農業を推進する取組の試行等を支援**します。

実施主体	市町村、又は市町村を構成員に含む協議会
補助率	定額（機械の購入、リース経費は補助率1/2以内）
交付上限	1年目：1,000万円 2年目：800万円 ★消費地と連携して消費拡大に取り組む場合、上限を200万円を加算。
対象経費	備品費（調査備品や機械の購入に係る経費。ただし、リース・レンタルが困難な場合のみ対象。）、賃金、会場借料、通信・運搬費、借上費、印刷製本費、原材料費（学校給食については通常の原材料との差額のみ）、資材費（通常の営農活動に係る者は除く）、消耗品費、情報発信費、研修等参加費、認証取得推進費、燃料費、旅費（委員旅費、調査等旅費）、謝金、委託費、役務費、雑役務費
対象外経費	施設整備費、地方公共団体職員等の人件費、事業を実施していない期間の経費 等



○ 事業の取組イメージ



学校給食の安定的な運営 及び DXについて



- ・ 学校給食は、安全安心かつ安定的に運営されることが重要であり、給食事業者の選定や業務委託契約等の在り方について十分な検討を行いつつ、関係法令の改正や社会的な変化等を的確に捉え、適切に対応することが重要。
- ・ 特に、令和7年4月1日より物流効率化法が施行され、荷主・物流事業者に対し、物流効率化のための取り組むべき措置について努力義務が課せられたほか、令和7年6月1日には労働安全衛生規則が改正され、熱中症の重篤化を防止するための措置が事業者に義務付けられたところ。
- ・ 他方、文部科学省が令和6年度に実施した事業（「効率的で安定的な学校給食用食材の調達に関する調査研究」）では、教育委員会及び給食事業者団体への調査を通じて、学校給食の安定的な運営に向けて以下のような課題が明らかとなった状況。
 - ①取引に用いる書式が不統一で、それぞれの書式に対応する手間が複数回発生
 - ②やり取りが電話・FAX中心であり、DXが進んでいない
 - ③そもそも契約書が作成されていない、又は、契約書に発注条件、キャンセル条項、支払期日、協議手続等の記載がない
 - ④納品時刻指定の幅が非常に狭い

1. 安定的に実施可能な事業者の選定について

- ・ 業務委託等事業者の選定に関しては、価格に加え、事業の安定性等価格以外の要素も考慮するなど適切に対処すること。
- ・ ダンピング受注を防止し、安定的・持続的に学校給食を実施する観点から、需給の状況、材料及び人件費等の最新の実勢価格等を踏まえた適切な予定価格を作成すること。
- ・ 総合評価落札方式を導入し、落札者決定基準を定めるときは、例えば、学校給食衛生管理基準等の理解度、調理経験、企業の経営状態、従事者の業務実施体制、報告体制、人材育成・労務管理等の基準を設定するなど、適切に対処すること。

2. 事業者との適切な契約の締結及び運用について

- ・ 事業者との契約の締結に当たっては、基本的には契約書又は契約内容を記録した電磁的記録を作成すること。その際、文部科学省において作成した契約書の記載例等も参考にすること。
- ・ やむを得ない事情がある場合を除き、学校と事業者とのFAXでのやり取りの原則廃止に向けて慣行を見直すこと。
- ・ 契約の中にいわゆるスライド条項（賃金又は物価の変動に基づく契約金額の協議及び変更について定めるもの）を設け、契約途中での事情の変化に応じて契約金額の変更や受託事業者への支援など適切に対処すること。
- ・ 物流効率化法の施行を踏まえ、食材の受渡しにあたり、荷待ち時間（ドライバーの到着から荷役（荷積み・荷卸し）等開始までの待ち時間）や荷役等時間の短縮のため、納入時刻や検収の在り方等の見直しに努めること。

3. 学校給食施設における熱中症対策等について

- ・ 労働安全衛生規則の改正により、熱中症を生ずるおそれのある作業を行う際、熱中症の重篤化を防止するための体制整備、手順作成、関係者への周知が事業者に義務付けられていることについて遺漏なく対応すること。
- ・ 学校給食施設における熱中症対策に当たっては、ドライシステムの導入に努めていただくとともに、空調（冷房）設備の設置についても進めていただくこと。
- ・ 調理等業務を外部委託する場合においても、施設・設備など受託者が変更する余地のない作業環境については、学校設置者において対応を検討する必要があることに留意するとともに、各学校給食施設の実情等を踏まえ、受託者の行う熱中症対策に協力すること。

学校給食衛生管理基準の改正について

1. 学校給食衛生管理基準の改正について

- 学校給食衛生管理基準は、学校給食法第9条第1項に基づき、学校給食の適切な衛生管理を図る上で維持されることが望ましい基準として定められたものであり、本基準に基づき、食中毒等の発生防止に向けた衛生管理を徹底することは学校給食運営の前提となる。
- 一方で、基準策定から15年以上が経過し、**食品衛生管理に関する科学的知見が蓄積されるとともに、働き方改革の推進や物流の輸送力不足など、給食運営を取り巻く社会環境は大きく変容**している。将来にわたり安定的な運営体制を維持するためには、科学的根拠に基づき、必要な衛生管理を引き続き担保しつつ、現場の実態に即した運用の合理化を含め実現可能な仕組みの構築を図ることが不可欠。
- これらを踏まえ、**学校給食の一層の安全確保と社会環境の変化に適応した効率的な運営を両立させるための基準の在り方を検討**することを目的として、文部科学省では新たに「**学校給食衛生管理基準**」の在り方に関する**有識者会議を設置**し、本年3月に第1回会議を開催。

2. 検討事項例（第1回会議資料より抜粋）

- 「大量調理施設衛生管理マニュアル」の累次の改正の反映
 1. 現行基準に記載のないマニュアル新設事項の反映
 2. 同一事項において記載が異なる部分の整理・統合
 3. 現行基準において趣旨が不明瞭な部分の明確化
- 食品衛生管理を取り巻く状況の変化を踏まえた改正
 1. 食品添加物に関する規定
 2. 二枚貝の加熱処理に関する規定（平成27年通知により適切な取扱内容を教育委員会等へ周知済み）
- 社会環境の変化や、これまでの運用において明らかとなった課題を踏まえた改正
 1. 食品の配送・検収の在り方
 2. 熱中症対策等、職場環境の在り方
 3. 地産地消の推進や伝統的な食文化の継承等に資する食品活用の在り方
 4. 食品ロス削減 等

3. 改正スケジュール

- 令和8年度中に改正を行い、令和9年度から施行予定。（有識者会議の議論の進捗状況によっては変更もあり得る。）
- 学校現場に混乱が生じないように、改正に当たっては十分な周知期間を設けることとする。

GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト

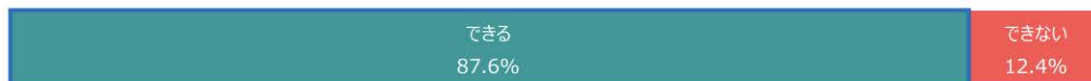
～学校・学校設置者の自己点検結果～ 抜粋 (令和8年3月9日 文部科学省初等中等教育局教育職員政策課働き方改革推進室) 文部科学省



- 7割以上がFAXを日常的に使用している状況
- 業務で押印が必要な書類があると回答した割合は9割を超えている状況

その他

① 学級・学校経営に有効な教育データ等が、必要な職位に応じてアクセス権限が設定されるとともに、活用しやすいように整理され、閲覧できますか。



② 1人1台端末のパスワードについて、教職員が把握し一括で管理するのではなく、児童生徒に管理を任せていますか。



③ 「FAXの利用が例外的に必要と考えられる業務」以外の日常の業務にFAXを使用していますか。

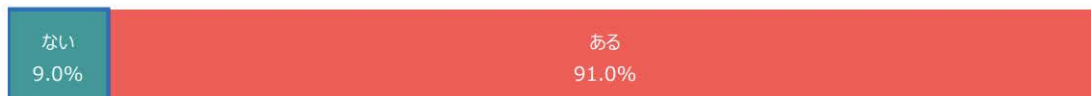
※本チェックリストにおける「FAXの利用が例外的に必要と考えられる業務」とは、①危機管理に関する業務・手続、非常時対応に関する業務・手続、②民事裁判手続に関する業務・手続におけるFAXの利用を指す。



④ 「初等中等教育段階における生成AIの利活用に関するガイドライン」に基づき生成AIを校務で活用していますか。



⑤ 業務で押印が必要な書類はありますか。



GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト

～学校・学校設置者の自己点検結果～ 抜粋 (令和8年3月9日 文部科学省初等中等教育局教育職員政策課働き方改革推進室) 文部科学省

GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト自己点検結果（学校/自由記述・複数回答）

（学校）学校から教職員に紙で提出を求めている書類がある場合、その書類名を具体的に教えて下さい。 ※主な回答

- 各種手当に関する書類
（通勤手当・住居手当・児童手当・扶養手当・部活動手当・単身赴任手当・寒冷地手当・特殊勤務手当 等）
- 給与支払口座登録書類
- 各種申請書類
（休暇申請・在宅勤務申請・出張申請・出張復命・学習用端末の校外持ち出し申請・校地使用申請・自家用車の公用使用申請 等）
- 扶養控除・保険料控除申請書類を含む年末調整に関する書類

（学校）

「FAXの利用が例外的に必要と考えられる業務」以外の
日常の業務にFAXを使用している場合、FAXのやりとり
の相手を教えてください。

※割合は「FAXの利用が例外的に必要と考えられる業務」以外の日常の業務にFAXを使用していると回答した学校に対するもの（複数回答）。「その他」以外の10%以上の回答を抽出。

- | | |
|------------|---------|
| ● 民間事業者 | : 72.5% |
| ● 自校以外の学校 | : 40.6% |
| ● 教育委員会 | : 36.4% |
| ● 役所・役場 | : 27.4% |
| ● 給食センター | : 25.5% |
| ● PTA関連組織 | : 14.8% |
| ● 教科等の研究団体 | : 12.1% |

（学校）

業務で押印が必要な書類がある場合、
その書類を教えてください。

※割合は押印が必要な書類があると回答した学校に対するもの（複数回答）。

- | | |
|---|---------|
| ● 通知表 | (46.5%) |
| ● 各種参加・同意・承諾に関する書類 | (60.0%) |
| （修学旅行・宿泊学習・部活動大会参加 等） | |
| ● 各種調査に関する書類 | (37.8%) |
| （進路希望調査・健康調査・児童環境調査 等） | |
| ● 各種申請書 | (75.8%) |
| （端末借用申請・携帯電話持ち込み申請・学校施設利用申請・
就学援助申請・口座振替申請・スクールバス申請 等） | |

GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト

～学校・学校設置者の自己点検結果～ 抜粋 (令和8年3月9日 文部科学省初等中等教育局教育職員政策課働き方改革推進室) 文部科学省



校務DXの取組が進まない要因 (学校)

校務DXの取組が進んでいない項目について、取組が進まない要因

※学校に対し、すべてのチェックリストの項目のうち取組が進んでいないものについて、取組が進まない要因を尋ねたもの (複数回答)

取組の実施について学校内で検討する時間がない	39.9%
環境面・ルールは問題ないがICT活用に対して不安がある	33.0%
教育委員会により環境面 (ツール・セキュリティ等) が整備されていない	27.4%
環境面・ルールは問題ないがICT活用が苦手・ICT活用にな否定的な教職員が多い	26.7%
取組の実施について学校内に検討する人材がいない	19.8%
取組の実施について何から着手したらいいのかわからない	18.8%
環境面は整備されているが教育委員会によりルールが整備されていない	12.4%
取組の実施について教育委員会によるルールで禁止されている	8.8%
取組の実施について学校独自のルールで禁止している	3.7%
その他	10.5%
取組が進んでいない項目はない	9.9%

※複数回答のため、総和は100%とならない

「その他」の主な要因

- ▶ 対面による児童生徒のコミュニケーションの機会が少なくなることを懸念する教職員がいる。
- ▶ ICTが得意な一部の職員の負担が増えることが懸念される。
- ▶ 実現するための具体的な方法の検討に要するコストを踏まえると、一定の省力化が期待できてもデジタル化に踏み切れない。

GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト

～学校・学校設置者の自己点検結果～ 抜粋 (令和8年3月9日 文部科学省初等中等教育局教育職員政策課働き方改革推進室) 文部科学省



学校から教職員に紙で提出を求めている書類はありますか。	ペーパーレス化を徹底することにより、セキュリティ強化につながるとともに、提出・集計・保存が格段に効率化し、教職員や管理職の負担軽減が期待できる。
長期休暇期間（夏休み等）の教職員の動静調査をクラウドサービスを用いて実施・管理していますか。	汎用クラウドツール（例：掲示板、カレンダーアプリ、グループチャット）等を活用することで印刷コストや印刷・配布・回収・集計にかかる時間が省け、教職員の負担軽減が期待できる。
教職員は校務用の個人メールアドレスが付与され、それを業務で利用していますか。	個々にメールアドレスを付与することは学校外では一般的。メールでのやりとりを学校代表アカウントなどにまとめると教頭など管理職の業務負担が不必要に増えたり、迅速な対応が困難となる。これらを回避することは働き方改革と業務の効率化に資することが期待できる。

その他

質問項目	具体のイメージ・期待される効果等
「FAXの利用が例外的に必要と考えられる業務」以外の日常の業務にFAXを使用していますか。	その場に人がいないと対応できない通信手段であるFAXの慣行の見直しによりペーパーレス化を進めることで、教職員の柔軟な働き方と校務の効率化の推進が期待できる。 ※本チェックリストにおける「FAXの利用が例外的に必要と考えられる業務」とは、①危機管理に関する業務・手続、非常時対応に関する業務・手続、②民事裁判手続に関する業務・手続におけるFAXの利用を指す。
業務で押印が必要な書類はありますか。	押印の見直しによりペーパーレス化を進めることで、教職員の柔軟な働き方の推進が期待できる。
校務支援システムへ新入学児童生徒の名簿情報を登録する際の主な入力方法を教えてください。	校務支援システムへの新入学児童生徒の名簿情報の不必要な手入力作業を見直すことで、教職員の負担軽減と柔軟な働き方の推進につながる。
1人1台端末のパスワードについて、教職員が把握し一括で管理するのではなく、児童生徒に管理を任せていますか。	1人1アカウントを割り当てられていることを踏まえれば自身の端末のパスワードは本人が管理できる体制を整えることが必要。1人1台端末のログインパスワードを児童生徒に管理させ、パスワード等を忘れた際にも児童生徒自身で再設定を行う体制を整えることで教職員が情報を一括管理することによるセキュリティリスクや業務負担の軽減が期待できる。
学級・学校経営に有効な教育データ等が、必要な職位に応じてアクセス権限が設定されるとともに、活用しやすいように整理され、閲覧できますか。	学級経営や学校経営において有効な教育データ（各種学力調査等のスタディログ、各種アンケート調査結果、スポーツテスト、児童生徒の出欠情報）が整理され、職位に応じて適切にアクセス権限が設定されながら、データの閲覧が可能になることで、業務の適切な遂行と改善が期待できる。
「初等中等教育段階における生成AIの利活用に関するガイドライン」に基づき生成AIを校務で活用していますか。	校務に生成AIを活用し、長時間かかっていた作業（教材やテスト問題、校外学習等の行程作成、研修資料、保護者向けお知らせ文書のたたき台）が効率化するなど、働き方改革につながることが期待できる。 【参考】「初等中等教育段階における生成AIの利活用に関するガイドライン」 (https://www.mext.go.jp/content/20241226-mxt_shuukyo02-000030823_001.pdf)

学校給食費の抜本的な負担軽減 について



今回の令和7年2月25日、自由民主党、公明党、日本維新の会で締結された三党合意(以下「三党合意」という。)に基づく「いわゆる給食無償化」に向けた支援のために必要となる新たな仕組みの概要とともに、こうした施策を実現するための安定財源の確保、関連する予算案の成立に向けて、責任を持って取り組むことのほか、実現に当たって必要となる国と地方の役割分担の在り方について、以下のとおり合意する。

その際、全国知事会、全国市長会、全国町村会からの要請項目の実現に取り組むとともに、政府に地方と協議し実現するよう強く求めることとする。

○ 趣旨

- ・ 三党合意においては、「子育て世帯への支援を強化する観点」から、令和8年4月から小学校段階における「いわゆる給食無償化」を「地方の実情等を踏まえ」て実施することとしている。
- ・ 今回の取組については、三党合意を踏まえ、保護者負担の軽減を通じた子育て支援に取り組む自治体を支援する。 また、農林水産省など関係省庁が連携して、栄養水準の確保や地産地消の推進など、「給食の質の向上」に向けた取組を推進する。
- ・ 一方で、「いわゆる給食無償化」という表現については、完全な学校給食費の無償化を想起させ、自治体の財政負担の増加を招いたり、逆に予算の制約により給食の質の低下につながったりすることが懸念されるため、今回の取組の趣旨が保護者負担となっている「学校給食費の抜本的な負担軽減」であることを明確化する必要がある。この点については、責任を持って正確な趣旨の周知に取り組む。

○ 支援対象者の範囲

- ・ 給食実施が学校設置者の努力義務とされていること、今回の取組は給食費の保護者負担の軽減を通じた子育て支援に取り組む自治体への支援であることから、給食を実施する公立小学校(義務教育学校前期課程及び特別支援学校小学部を含む)を支援対象とする。
- ・ 給食実施校の児童については、保護者の所得にかかわらず、一律に支援対象とする。また、生活保護の教育扶助や要保護児童生徒や特別支援教育就学奨励費の対象となっている児童については、現行制度の適用を優先する。
- ・ 給食未実施校に対しては、完全給食実施に向けて必要となる施設整備等について先行的に支援を実施する。

○ 支援の基準額等

- ・ 支援の基準額(児童一人当たり)について、完全給食実施校については、令和5年実態調査における平均額(約4,700円)に、近年の物価動向を加味し、一月当たり5,200円とする。また、毎年給食費に関する調査を実施し、その上で、基準額については、今回の取組の実施状況や物価動向等を踏まえて、適切な額を設定するものとする。補食給食・ミルク給食実施校や特別支援学校小学部についても、同様の考え方により基準額を設定する。
- ・ 地産地消や特色のある給食の提供に積極的に取り組む自治体が多いことから、基準額を超える部分については、学校給食法に基づき、引き続き、保護者から給食費を徴収することを可能とする。
- ・ 非喫食者の取扱いについては、その状況も多岐にわたり、現在でも自治体ごとに対応が様々であることから、学校設置者の判断に委ねることとする。

○ 実施方法と学校給食法との関係

- ・ 上記のように、地方の実情等を踏まえた柔軟な対応を可能とすべきであること、また、学校給食法上、給食費は保護者負担とされているが、「自治体等の判断によって補助することを否定するものではない」と整理されていることを踏まえ、学校給食法の改正は行わないこととする。
- ・ その上で、今回の取組については、自治体に対する予算補助として実施することとし、給食費負担軽減交付金(仮称)の創設により、食材費相当額(給食実施校の在籍児童数に支援の基準額を乗じた額)を対象として支援を行うこととする。これに必要な事務費は適切に措置する。
- ・ 今回の取組の実施とあわせて給食費の公会計化の取組を行う自治体に対しては、そのために必要となるシステム改修等について先行的に支援を実施する。なお、国からの支援については各自治体において適正に管理する必要があるが、給食費の公会計化等が実施されていることを支援の条件とはしない。

○ 安定財源の確保

- ・ 今回の取組を恒久的に実施するためには、新たに恒久的かつ安定的な財源が必要であり、現行の教育現場での活動に支障が生じないよう、既存の教育財源を原資とすることなく、国と地方の関係について整理しつつ、その財源確保の在り方と今回の措置とを一体的に実施する。
- ・ 令和8年度から新たな取組を円滑に実施するためには、必要な経費が盛り込まれた予算(補正・当初)の成立や、税制による対応も含め恒久財源を確保することが不可欠であり、責任をもって対応する。

○ 給食の質の向上

- ・ 学校給食における給食の質の向上を取り巻く状況は自治体によって大きく異なることから、国で一律に方針等を示すのではなく、各自治体の取組を尊重することとし、農林水産業の振興や地方創生の観点からの支援により対応する。
- ・ また、地産地消やみどりの食料システム戦略推進等に係る農林水産関係事業等の活用を促すとともに、学校給食における地産地消等の好事例の収集・横展開を進める。

○ 国と地方の関係について

(1) 国と地方の役割分担等

- ・ 今回の取組の主たる目的は、子育て支援の観点から、現在保護者負担とされている食材費に関して保護者の負担軽減を図るものである。その際、以下のような観点からも広域的団体である都道府県にも一定の役割が求められていることを踏まえ、地方における安定的な財源の確保を前提に、1/2の都道府県負担を導入する。

- － 学校給食については、その設置者である市町村が実施し、施設設備費や人件費などの負担を担っている一方、都道府県においても、栄養教諭・学校栄養職員の採用・配置・研修等を通じた食育の推進や、主食等の共同調達等を担う都道府県給食会への支援や監督等を行っている。
- － 今般の物価高騰や少子化の進展等の中にあっても、各市町村の財政力の違いによらず、質の確保された給食を安定的に実施することが求められる。
- － また、今回の取組は子育て支援の観点から行われるものであるが、他の子育て支援施策においても、国・都道府県・市町村が一定の役割分担の下、それぞれ協力して実施されているところである。
- － このため、子育て支援を図るとの制度趣旨や、広域的な支援により財政力の違いによらず各市町村の給食の質を確保すべきとの観点からは、広域的団体である都道府県の果たす役割が非常に重要となる。
- ・ なお、人件費(県費負担教職員除く)や施設設備の修繕費といった学校給食の運営に要する経費の負担や、献立作成、食材等の確保は、引き続き、学校設置者である市町村が実施することで、給食運営全体でみると、国・都道府県・市町村が一定の役割分担の下、協力して実施する体制が確保される。

(2) 地方負担に関する対応

- ・ 地方負担については、地方財政計画の歳出に全額計上するとともに、地方の安定財源を確保した上で、一般財源総額を増額確保する。個別団体の地方交付税の算定に当たっても、地方負担の全額を基準財政需要額に算入する。
- ・ 具体的には、地方の財政負担を的確に措置するため、各団体における児童数に児童一人当たりの支援単価を乗じて算出した額を基準財政需要額に算入し、地方団体に見える形で普通交付税を算定する。

三党における議論を踏まえ、令和8年度からの円滑な実施に向け、引き続き地方側の意見を十分に尊重しつつ、以下の方向性を基本として各制度・事業の設計及び実施に当たることとする。

2. 学校給食費の抜本的な負担軽減(いわゆる給食無償化)について

以下の内容に沿って、令和8年4月から小学校段階での学校給食費の抜本的な負担軽減を実施。

○ 趣旨

- ・ 保護者負担の軽減を通じた子育て支援に取り組む自治体への支援として実施。また、農林水産省など関係省庁が連携して、栄養水準の確保や地産地消の推進など、「給食の質の向上」に向けた取組を推進。
- ・ 「いわゆる給食無償化」の表現については、完全な学校給食費の無償化を想起させ、自治体の財政負担の増加を招いたり、逆に予算の制約により給食の質の低下につながったりすることが懸念されるため、今回の取組の趣旨が保護者負担となっている学校給食費の抜本的な負担軽減であることを明確化し、正確な趣旨の周知に取り組む。

○ 支援対象者の範囲

- ・ 給食を実施する公立の小学校(義務教育学校前期課程及び特別支援学校小学部を含む)を支援。
- ・ 給食実施校の児童については、保護者の所得にかかわらず、一律に支援対象。生活保護の教育扶助や要保護児童生徒、特別支援教育就学奨励費の対象となっている児童は、現行制度の適用を優先。
- ・ 給食未実施校に対しては、完全給食実施に向けて必要となる施設整備等について、令和7年度補正予算において先行的に支援を実施。

○ 支援の基準額等

- ・ 完全給食実施校については、令和5年実態調査における平均額に、近年の物価動向を加味し、一月当たり5,200円。
- ・ 毎年給食費に関する調査を実施し、その上で、基準額については、今回の取組の実施状況や物価動向等を踏まえ、適切な額を設定。
- ・ 補食給食・ミルク給食実施校や特別支援学校小学部についても、同様の考え方により基準額を設定。
- ・ 基準額を超える部分については、学校給食法に基づき、引き続き保護者から給食費を徴収することが可能。また、特色ある給食の提供に係る各省関係事業等を柔軟に活用可能とし、各市町村の工夫で更なる負担軽減を行うことも可能。
- ・ 非喫食者の取扱いは、学校設置者の判断に委ねる。

○ 実施方法と学校給食法との関係

- ・ 学校給食法の改正は行わず、自治体に対する予算補助として実施。給食費負担軽減交付金(仮称)の創設により、食材費相当額(給食実施校の在籍児童数に支援の基準額を乗じた額)を対象として支援。
- ・ 必要な事務費は適切に措置。
- ・ 現場が対応可能な仕組みとなるよう、今回の取組の円滑な実施に向け、自治体との意見交換を行い、事務負担の軽減も含めた実務に関する検討を実施。
- ・ 給食費の公会計化等のためのシステム改修等について、令和7年度補正予算において先行的に支援を実施。なお、国からの支援については各自治体において適正に管理する必要があるが、公会計化等の実施を支援の条件とはしない。

○ 安定財源の確保

- ・ いわゆる教育無償化に係る安定財源については、国の歳出改革や租税特別措置の見直し等によって捻出することを想定。地方分についても、租税特別措置の見直し等による増収分を充てるほか、令和9年度予算編成・税制改正に向けて責任を持って財源確保を図ることとし、財源確保が完成するまでの間、まずは令和8年度については地方財政措置を通じて適切に対応。あわせて、地方の税財源の充実確保に努める。

○ 給食の質の向上

- ・ 各自治体の取組を尊重することとし、農林水産業の振興や地方創生の観点からの支援により対応。
- ・ 地産地消やみどりの食料システム戦略推進等に係る農林水産関係事業等の活用を促すとともに、学校給食における地産地消等の好事例の収集・横展開を進める。

○ 負担割合

- ・ 子育て支援を図るとの制度趣旨や、広域的な支援により財政力の違いによらず各市町村の給食の質を確保すべきとの観点から、地方における安定的な財源の確保を前提に、1/2の都道府県負担を導入。
- ・ なお、人件費(県費負担教職員除く)や施設設備の修繕費といった学校給食の運営に要する経費の負担や、献立作成、食材等の確保は、引き続き、学校設置者である市町村が実施。

○ 地方負担に関する対応

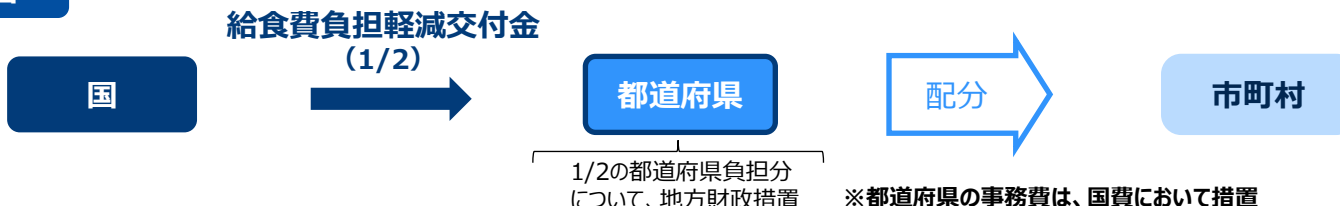
- ・ 今回の取組に係る地方負担については、地方財政計画の歳出に全額計上するとともに、地方の安定財源を確保した上で、一般財源総額を増額確保。個別団体の地方交付税の算定に当たっても、地方負担の全額を基準財政需要額に算入。
- ・ 具体的には、各団体における児童数に児童一人当たりの支援単価を乗じて算出した額を基準財政需要額に算入し、地方団体に見える形で普通交付税を算定。

3. その他

- ・ 子ども子育てに関する国の役割や、ナショナルスタンダードの観点も踏まえて、全国的な支援の在り方を財源も含め、地方団体と協議しながら検討する。
- ・ 今回の進め方を前例としないようにとの指摘を真摯に受け止め、今後、地方にとって重要なテーマについては、関係する地方団体と十分な時間的余裕を持って丁寧に協議することとする。
- ・ 各制度・事業の開始後、一定期間を経た後に、事業の進め方や課題、法制面等について、地方団体を交えて検証。中学校給食についても、小中学校の給食実施状況の違い等も含めた課題の整理を行った上で検討。
- ・ 上記のほか、一連の三党合意と地方団体の意見を踏まえた取組について、真摯に対応。

子育て支援に取り組む自治体を支援する観点から、各般の合意等（★）に基づき、**学校給食費の抜本的負担軽減のための「給食費負担軽減交付金」**を創設し、**都道府県に対し交付する。**（※個人ではなく、自治体向けの支援策）

事業内容



● 小学校段階(公立)の学校給食に係る食材費を支援（国1/2、都道府県1/2）

- 支援額(※1)：給食実施校の在籍児童数(※2) × 基準額(※3) × 11か月 × 1/2

※1：特別支援学校小学部においては、特別支援教育就学奨励費負担金を優先し、同負担金による支援が基準額に満たない場合、基準額との差額を支援

※2：毎年5月1日現在。また、生活保護の教育扶助、要保護児童に該当する児童を除く。

※3：都道府県からの申請が、右記の額を下回る場合には、その金額

- 基準額を超える部分については、学校給食法に基づき、引き続き、保護者から徴収可能（特色ある給食の提供に係る各省関係事業等も柔軟に活用可能）
- 非喫食者の取扱いについては、学校設置者の判断に委ねる（※交付金については、非喫食者も含めた在籍児童数で算定。）

- ★
- 「自由民主党、公明党、日本維新の会 合意」（令和7年2月25日）
 - 「学校給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる給食無償化）について」（令和7年12月18日自由民主党・公明党・日本維新の会 無償化を含む、多様で質の高い教育の在り方に関する検討チーム）
 - 三党合意に基づくいわゆる教育無償化に向けた対応について（令和7年12月19日 文部科学省・総務省・財務省）

● 基準額

基準額	小学校・義務教育 学校前期課程	特別支援学校 小学部
完全給食	5,200円	6,200円
補食給食	4,800円	5,800円
ミルク給食	1,200円	1,200円

完全給食：パン又は米飯等＋ミルク＋おかず
補食給食：ミルク＋おかず
ミルク給食：ミルクのみ

（基準額の考え方）

令和5年度学校給食費調査の全国平均（完全給食の場合、小学校で4,688円）に、近年の物価動向を加味して設定

（担当：総合教育政策局健康教育・食育課）

学校給食費の抜本的な負担軽減に関する広報について

■ 文科省ホームページ内に特設サイトを公開

令和8年4月からの公立小学校における学校給食費の抜本的な負担軽減の実施に伴いサイトをオープン。広報用のチラシやショート動画を掲載し、地方自治体にも周知。



特設サイト



ショート動画



デジタルチラシ

■ 政府広報を活用

◇Yahoo!ニュースバナー（4/20～5/3、5/18～5/31表示予定）

特設サイトへの誘導を目的に、Yahoo!のトップページにランダムにリンクを表示。



◇ラジオ番組「杉浦太陽・松井玲奈 日曜まなびより」（4/26（日）放送）

保護者等への広報を目的に、負担軽減の概要等についてトーク・解説。

※TOKYO FMほか全国38局ネット、放送後も政府広報サイトでオンデマンド聴取が可能なほか、radiko等による聴取が可能。



学校給食費の公会計化等について



2. 学校給食費の公会計化について ～概要～

学校給食費の公会計化とは

学校給食の実施に必要な食材費を歳出予算に計上して支出するとともに、保護者から徴収する学校給食費についても歳入予算として計上する「公会計制度」を採用すること。文部科学省では、地方自治法上も学校給食費を公会計で扱うことが基本であり、保護者からの学校給食費の徴収・管理業務を地方公共団体が自らの業務として行うことを促進しており、令和5年8月にもその旨を周知。

見込まれる効果

① 教員の業務負担の軽減

→督促業務等から解放されて子供に向き合う時間や授業改善の時間を確保でき、学校教育の質が向上する。

② 保護者の利便性の向上

→納付方法を多様化することができ、保護者の利便性が向上する。（クレジットカード、コンビニ払い等）

③ 徴収・管理業務の効率化

→一括したシステム管理や外部委託等により、財政面を含めた業務の効率化が見込まれる。

④ 透明性の向上、不正の防止

→経理面の管理・監督体制や監査の機能が充実する。

⑤ 公平性の確保

→効果的な徴収により、滞納が減少する。

⑥ 給食の安定的な実施・充実

→効率的・効果的な食材調達や、他部局との協働で地産地消の取組などしやすくなる。



参考となる取組

○ 「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」

→地方公共団体に対して書面調査を行うとともに、先進的取組を行う地方公共団体へのヒアリング調査を実施して、実務上参考となる事柄を幅広くとりまとめたもの。

(参考) https://www.mext.go.jp/content/20230821-mxt_kenshoku-100003364_4.pdf

○ 「学校給食費の公会計化等に関する先行事例紹介」

→既に公会計化等を実現している自治体の事例をとりまとめたもの。

(参考) https://www.mext.go.jp/content/20230831-mxt_kenshoku-100003364_8.pdf

○ 「学校給食費の公会計化等に関するQ&A」

→公会計化等に関する疑問をQ&Aの形式でまとめたもの。

(参考) https://www.mext.go.jp/content/20230831-mxt_kenshoku-100003364_5.pdf



現状・課題

令和8年度からの小学校段階における学校給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる給食無償化）を円滑に実施するため、公会計化していない自治体（令和4年5月時点で52%）においても学校給食費の自治体予算への計上（公会計化）が必要となるところ、当該自治体における公会計化の支障事由として「業務システムの導入・改修経費」等が挙げられている。

学校給食費を含む学校徴収金の事務処理には多くの煩雑な処理が発生するため、学校給食費の抜本的な負担軽減を円滑に実現し、併せて学校における働き方改革を推進するためには、公会計化等のための自治体の業務システム導入・改修等（パッケージソフトの活用を含む。以下同じ。）を促進する必要がある。

○ 学校給食費の公会計化等の支障事由（複数回答）

事由	回答数
業務システムの導入・改修に係る経費	345
業務システムの運用に係る経費	302
人員の確保	318
徴税部門等との連携	170

文部科学省「学校給食費に係る公会計化等の推進状況調査」（令和4年度）

事業内容

学校給食費の抜本的な負担軽減の実施に伴い、学校給食費を含む学校徴収金を公会計化等するためのシステムを導入・改修等しようとする場合に必要な支援を行う。

- **学校給食費公会計化等推進事業費補助金** **3 7 億円**
公会計化等のためのシステムを導入・改修等する場合に、経費の一部を補助する。補助率 1 / 2 交付先：地方公共団体
- **学校給食費公会計化等伴走支援事業** **5 億円**
地方会計システム等に専門的知見を有するアドバイザーを、支援を希望する自治体へ派遣し、システム化計画策定、先進事例紹介、関係者・関係機関との連携、工程管理など、自治体が自律的にシステムを導入・改修等できるよう伴走支援を行う。委託先：民間事業者等



成果

学校給食費の抜本的な負担軽減が円滑に実施され、学校給食費を含む学校徴収金の事務処理の負担を軽減し、学校における働き方改革が促進される。

（担当：総合教育政策局健康教育・食育課）

学校給食費公会計化等推進事業費補助金の概要

令和7年度補正予算に基づく事業であり、**支援は令和8年度限り**です

公会計化等のメリット

ガバナンス

自治体が主体となった管理体制により、透明性の確保と不正防止を実現

事務効率化

一元管理による事務処理・徴収業務の効率化

働き方改革

私会計から公会計化等への移行による学校の働き方改革への寄与

※ 給食費負担軽減交付金の事務処理についても、公会計化により効率化が図られます。

補助金の概要

学校給食費を含む学校徴収金の公会計化等のためのシステム導入・改修等の経費を支援します。

(補助上限額／1自治体あたり)

500万円

補助率 1/2

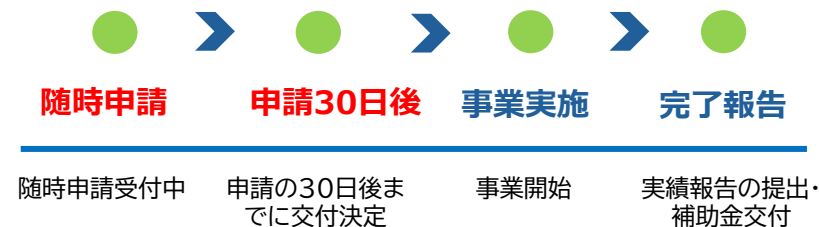
(補助対象経費の半分の支援)

(補助対象となる経費)

- ・業務システムの導入・改修等に係る経費
- ・業務システムを稼働するための機器
- ・ソフトウェアの購入費
- ・クラウド環境の構築費
- ・システムの要求要件を検討するための会議等の実務に係る経費 など

※事業内容に学校給食費の公会計化を含んでいれば、それ以外の学校徴収金の公会計化等に活用することも可能です。

申請・交付決定スケジュール



※令和8年12月分まで毎月申請を受け付けています。

最終申請締切日：
12月18日（金）

アドバイザーによる伴走支援

公会計化等のノウハウの少ない自治体に対し、伴走支援を実施します。希望される場合は、下記「伴走支援のお問合せ先」までご連絡ください。

※アドバイザーの派遣に関し、自治体側の費用負担は不要です。



【本補助金のお問合せ先】

学校給食費公会計化等補助金事務支援事業 事務局（株式会社KBC内）
TEL：0570-033-073 Email：kyushoku-08@or.kntct.com

【伴走支援のお問合せ先】

学校給食費公会計化等伴走支援事業 事務局（有限監査法人トーマツ内）
TEL：03-6860-2507
Email：kyushokuhi_koukaieika@tohmatu.co.jp



学校給食費の集金、管理、未納督促…
教員の負担は限界に。

「学校給食費の抜本的な負担軽減」への
対応、万全ですか？

公会計化は急務です。

Support

国は「学校給食費の抜本的な負担軽減の円滑な実施」と
「学校の働き方改革」を本気で推進します。

なぜ今、公会計化なのか？

制度の概要

●学校給食費を取り巻く環境の変化

令和8年度から開始された「学校給食費の抜本的な負担軽減」の実施のため、国から地方自治体への財政支援が始まります。これに伴い、地方自治体において、公金としての適正な執行管理体制（＝公会計化）の構築が不可欠となります。

●学校現場の課題解決

そもそも学校給食費をはじめとする学校徴収金の管理は、「学校・教師の本来業務ではない」というのが国の基本方針です。公会計化等は、先生方を専門外の業務から解放し、「学校の働き方改革」を実現する絶好の機会です。

●地方自治体の皆様を伴走支援

「何から始めれば…」システム導入の費用が…」「専門知識を持つ職員がいない…」こうした障壁を乗り越えるため、文部科学省はシステム導入等を支援する「補助金」に加え、専門家が無料で皆様の隣を走る「伴走支援事業」を開始します。

令和8年度

学校給食費 公会計化等 伴走支援事業

第1次
募集開始！

【申込期間】

5月15日(金)～6月9日(火)



公会計化等でこんな未来をともに目指しましょう！



地方自治体

業務はスマートに、
組織は強く！

システム化で業務を効率化。透明性の高い会計で住民からの信頼も向上します。

教員

本来の教育活動に
専念できます！

督促や現金管理の業務とストレスから完全に解放されます。



✓ 専門家による伴走支援に関する費用は一切かかりません。

✓ 地方自治体への伴走支援実績を有する専門家チームが、ゴールまで無料で徹底サポート。

✓ 専門知識やシステム担当者がいなくても、ゼロから安心して始められます。

本事業所管 文部科学省 総合教育政策局 健康教育・食育課

具体的な支援内容や応募方法は、
チラシ面を御確認ください！

公会計化等をサポート！伴走支援事業の内容



支援内容 パターンA

フルサポート・伴走型支援

何から手をつけていいか、
全くわからない…

- ✓ 担当者が自分一人しかいない…
- ✓ 公会計化もDXも、初めて聞く言葉ばかりで不安…
- ✓ 計画の立て方からゴールまで、全部教えてほしい！

週1回程度の密なコミュニケーションで、ゼロからゴールまで手厚く支援します。



支援内容 パターンB

共同推進・壁打ち型支援

これで合ってる？と、
要所で不安になる…

- ✓ 推進メンバーはいるが、専門的な知見が足りない…
- ✓ 自分たちで進めているが、専門家の「お墨付き」が欲しい…
- ✓ 重要な判断をする際の「壁打ち相手」になってほしい！

隔週1回程度の個別支援で、プロジェクトが正しい方向に進むようサポートします。



支援内容 パターンC

アドバイザー型支援

自走できるけど、
専門家の視点も欲しい…

- ✓ 専門部署もあり、基本的には自分たちで進められる
- ✓ 他地方自治体の最新事例や、国の動向を参考にしたい…
- ✓ 最終確認や、トップへの説明の場面で専門家の助言が欲しい！

貴団体の頼れる外部プレーンとして、月1回程度の進捗確認や、必要なタイミングでの相談に対応します。

応募～伴走支援開始まで、たったの3ステップ！

STEP1

【任意】
オンライン説明会に参加
事業の内容を説明し、応募書類の作成方法も御紹介。参加は任意ですが、事業の全体像から応募のポイントまで、理解が大幅に深まるため、参加をおすすめします。

STEP2

応募書類を提出
記入しやすい選択式の様式を用意しています。作成に関する御相談も受け付けします。また、応募に迷われている方には、個別相談会も実施いたします。

STEP3

採択決定・支援開始！
専門家チームが貴団体の公会計化等をゴールまで導きます！

説明会で
詳しい内容を
お話しします

<応募に関する案内>

オンライン説明会に参加ください

【開催日時】

令和8年7月10日(金)
11:00-12:00/Zoom開催

●オンライン説明会への参加は事前登録が必要です。
右記のQRコードから登録ください。
※システムの都合上、事前登録の際に氏名・メールアドレス・電話番号・郵便用紙・市区町村・部署が求められますので、御確認ください。
※登録されますと、入力したメールアドレス宛てに入会するためのURLが届きます。
※ウェビナー形式のため、参加者の氏名等の個人情報が他の参加者に知られることはありません。

当日の説明会の録画を本事業特設ウェブサイトに掲載予定
です。ウェブサイトは、右記のQRコードから確認できます。



2次募集に関する詳細は
事業特設ウェブサイトを
確認ください

【2次募集申請受付期間】

令和8年7月1日(水)～7月22日(水)
今回は2次募集となります。3次募集(8月下旬頃募集開始)も予定しておりますが、早く伴走した方がより効果が高まりますので、ぜひお早めの応募を御検討ください。

●詳細は本事業特設ウェブサイトへ
https://www.mext.go.jp/school-lunch_pa/



本事業に関する
お問合せ

学校給食費公会計化等伴走支援事業 事務局
Tel:03-6860-2507 (平日10:00～17:00)

E-mail:kyushokuhikoukaika@tohmatu.co.jp
※問合せはメールやお問合せフォームからお願いします。▶



学校給食用牛乳パックのリサイクル について



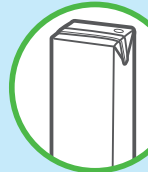
牛乳パックの開き方



や ね がた りゅうにゅう

「屋根型」牛乳パック

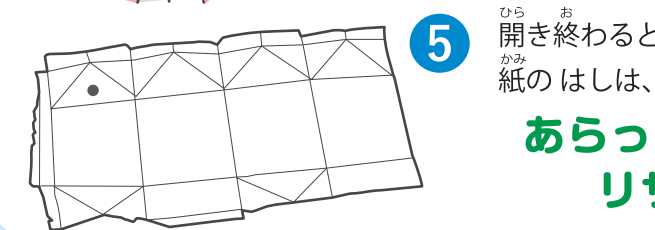
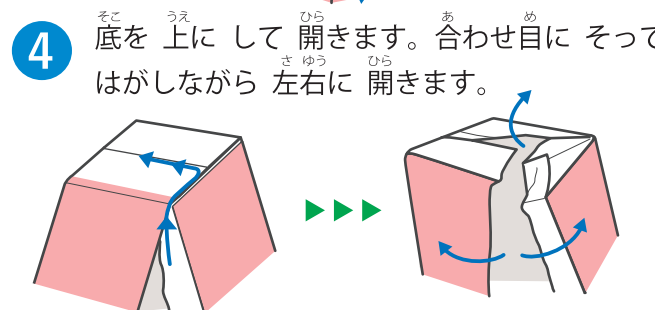
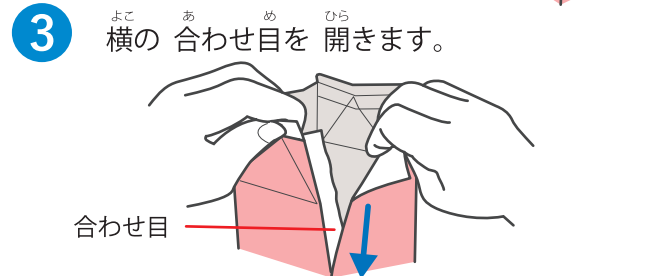
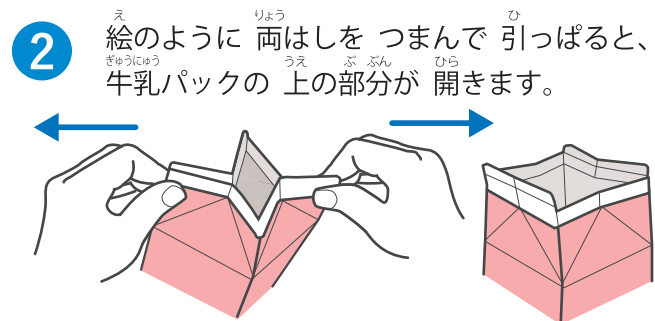
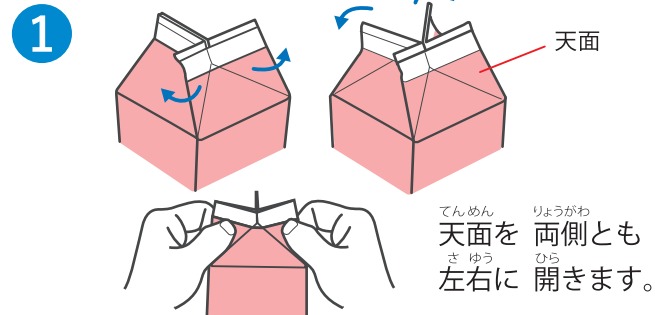
中身がのこっていることがあるので注意してください。ストローぶくろがついていたら外してください。
※ストローは適切に処理してください。



がた りゅうにゅう

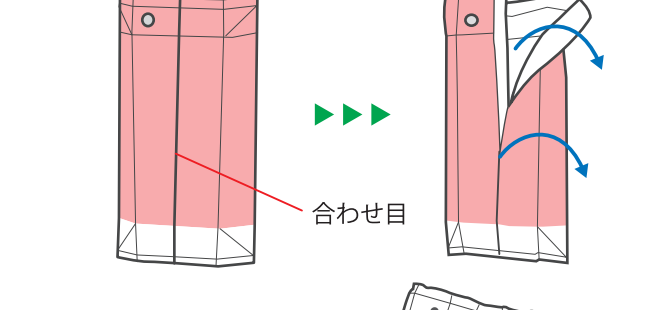
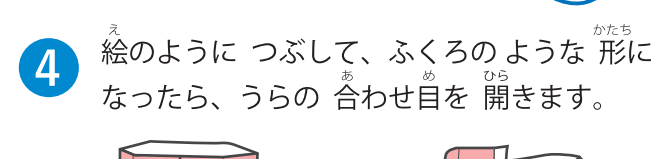
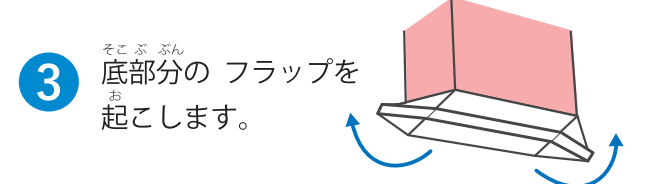
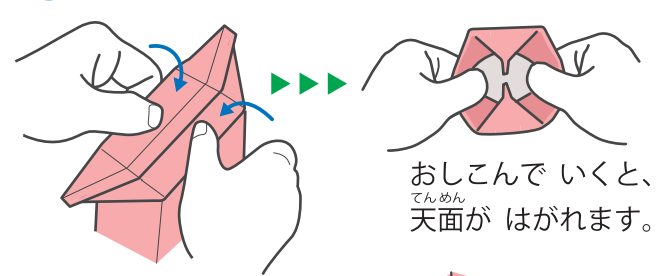
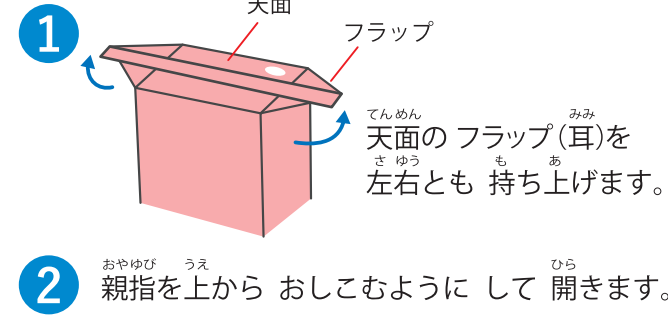
「レンガ型」牛乳パック

中身がのこっていることがあるので注意してください。ストローぶくろがついていたら外してください。
※ストローは適切に処理してください。



あらってかわかして
リサイクル！

※あらってから開いても、開いてからあらっても順番はどちらでも問題ありません。

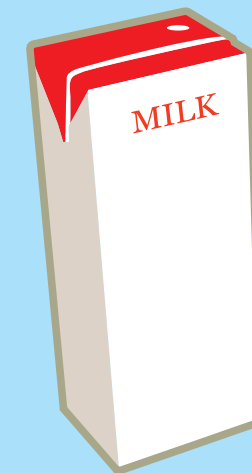


学校給食用牛乳パック リサイクルの手引き

学校給食用牛乳パックは、食育や環境教育の教材です

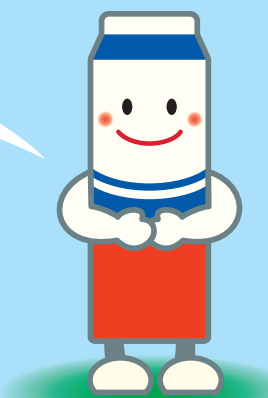
地球の限りある資源を大切に使うことを、私たちひとりひとりが考え、実践していかなければいけません。

毎日、給食を食べた後に、食器を各自で片付ける「食育」の一環でリサイクルに取り組むことができます。また、捨てずにリサイクルすることで、「環境問題」についての学習をするきっかけになります。牛乳パックは、毎日の学校生活のなかでできる、食育と資源の有効な利用を考えるための身近な教材となります。



このような理由でリサイクルを ためらっていませんか？

- 子どもたちが自分で手開きできるかどうか、心配だ
- 乳アレルギーの児童にどう配慮すべきか不安だ
- リサイクルするための、時間がない
- 水場が近くにない
- どのように保管すればよいのかわからない



この手引きを読みながら、できることを考えてみませんか？



容環協のウェブサイトでは、牛乳パックの開き方を動画で紹介しています。

【牛乳パック手開き動画】

<https://www.yokankyo.jp/pack/movie.html>



「できるところから、すこしずつ」
全国牛乳容器環境協議会





牛乳パックリサイクルの効果と利点

- ①身近な製品に生まれ変わり、廃棄物の削減と有効な資源活用につながります。
1000mlの牛乳パック（1枚約30g）6枚、給食で飲む200mlの牛乳パック（1枚約10g）なら
およそ20枚が、それぞれトイレットペーパー1個分のパルプに相当します。
- ②二酸化炭素の発生削減につながります。
牛乳パックを回収してリサイクルした場合のCO₂排出量は、同じ量の牛乳パックを廃棄
（焼却処分）した場合のCO₂排出量の半分以下であるという調査結果があります。

*環境省請負調査「平成16年度容器包装ライフ・サイクル・アセスメントに係る調査事業報告書」より



牛乳パックが良質な資源である理由は・・・

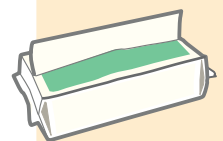


- ①牛乳パックには、繊維が長くて太い「針葉樹パルプ」が主な原料として使われています。
- ②白い紙にリサイクルしやすい、白いパルプが得られます。
牛乳パックの両面には、ポリエチレンがコーティングされています。文字
などはポリエチレンの上に印刷するので、リサイクル時に両面のポリエ
チレンを剥がすことで、内側にある白く丈夫なパルプが得られます。



※外側のポリエチレンを剥がした様子

どのようなものに生まれ変わるのか



良質なパルプを活かして、トイレットペーパーやティシュペーパーなど
身近な紙製品に再生されます。
また、剥がしたポリエチレンも、工場の燃料などに使われています。



学校でのリサイクルに関するQ&A

Q なぜ、洗って乾かすのですか？

A 牛乳パック内面に残った牛乳が腐敗したり、カビが生えたりすると、再生した紙製品の品質が悪くなるためリサイクルに向かなくなってしまいます。

Q 乳アレルギーの児童の対応について

A アレルギーが軽度の場合は、「洗って開いて」の作業はやらずに、席を離して見学させる学校が多いです。先生方には、アレルギー症状が出やすい児童の安全と、他の児童への理解・協力の促進をお願いします。また、牛乳以外の紙パック飲料もありますので、リサイクルについて、ぜひ皆さんで学んでみてください。

Q 児童が牛乳パックを手でひらけるのか不安です

A 箸の持ち方や食べ方、後片付けの仕方を教える食育の一環として、手開きの指導をしている学校がほとんどです。新1年生が慣れるまで、高学年が指導にあたる学校もありますが、ひと月くらいでできるようになります。

※裏面に児童も読める開き方の図があります。

Q 業者が引き取りに来るまでの保管方法を教えて！

A ポリ袋に入れることが多いですが、段ボール箱に詰めて保管し、そのまま引き渡す学校もあります。牛乳パックを開くことで、かさばらずに保管ができます。



牛乳パックリサイクルを実践している学校の事例を紹介します

千葉県流山市立おおたかの森小学校

流山市立おおたかの森小学校では、1年生から6年生まで、約1,500人の児童と先生方の全てが、牛乳パックリサイクルの活動に取り組んでいます。

児童は、各自飲み終わった牛乳パックを、給食トレイの上や洗い場で開いて水ですすぎ、クラスごとの水切りかごで乾かします。入学して間もない1年生には、環境委員の5、6年生が手開きを丁寧に教えます。給食が始まってひと月くらいで上手にできるようになります。



◁新1年生に高学年の児童が牛乳パックの手開きを指導する

乾いた牛乳パックは、クラスから出る他の資源物と一緒に、校内にある資源回収場所に運びます。ここでも環境委員の児童が分別の状態を確認し、適宜指導します。集まった牛乳パックは、週に2回、近くの古紙回収業者が回収します。

このように、おおたかの森小学校では、低学年から牛乳パックのリサイクルが、自然な行動として習慣化されています。



◁翌日の清掃の時間に、乾いた牛乳パックをクラスごとに資源回収場所に運び、保管する



△洗いかごに水を溜めての押し洗いを2度する

洗い終わったら▷かごに立てて乾かす



Q 水場が近くにありません。また、給食時間が短いのでこれ以上片付け作業を増やすことができません

A 飲み終わった牛乳パックを、その場で手開きします。食器を片付ける際にかごに立てかけ、当番の児童がまとめて2度、水場で押し洗いをします。また、近くに置いた「水を張ったたらい」に1回くぐらせてから洗い桶に移し、教室外の水場で本洗いをする方法もあります。各学校の制約条件を伺って、複数の事例を基に組み合わせ方を提案いたします。

牛乳パックのリサイクルを学べるウェブサイト「牛乳パックン探検隊」やDVD、その他各種パンフレットを用意しています。お問い合わせください。



お問い合わせは、ウェブサイトの問い合わせフォームへ
<https://www.yokankyo.jp/about/contact.html>

容環協 お問い合わせ



全国牛乳容器環境協議会

〒102-0073 東京都千代田区九段北 1-14-19 乳業会館

